

第58回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第3日）

平成18年2月22日（水）

開議 午前10時

会議に出席した議員（17名）

1番	香美町	山本賢司	2番	香美町	吉田範明
3番	豊岡市	安治川敏明	4番	豊岡市	上坂正明
5番	豊岡市	梅谷光太郎	6番	豊岡市	岡満夫
7番	新温泉町	岡本和雄	9番	豊岡市	川口匡
11番	豊岡市	吉岡正章	12番	豊岡市	椿野仁司
13番	新温泉町	田中要	14番	新温泉町	宮脇諭
15番	香美町	柴田幸一郎	16番	香美町	浜上勇人
17番	豊岡市	升田勝義	18番	豊岡市	森井幸子
19番	豊岡市	谷口勝己			

会議に出席しなかった議員（2名）

8番	新温泉町	小林一義	10番	豊岡市	熊本善兵衛
----	------	------	-----	-----	-------

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸  
書記 原重喜  
書記 長谷川幹人

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
助役兼総務課長	瀬崎 彊
収入役（豊岡市収入役）	塚本信行
代表監査委員	大禮謙一
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	岩下省一
監査委員事務局長	池上 晃

構成町長

香美町長 藤原久嗣

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第1号議案～第5号議案）一括上程  
一般質問  
各議案ごとに質疑・討論・表決
- 第3 第6号議案 助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について  
（上程・説明・質疑・討論・表決）
- 第4 議報第1号 陳情の審査結果について  
（上程・委員会審査報告・質疑・討論・表決）

## 議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第1号議案～第5号議案）  
一括上程  
一般質問  
3番 安治川敏明 議員  
6番 岡 満夫 議員  
5番 梅谷光太郎 議員
4. 各議案ごとに質疑・討論・表決
5. 第6号議案（追加提出議案）  
上程・説明・質疑・討論・表決
6. 議報第1号 陳情の審査結果について  
上程・委員会審査結果・質疑・討論・表決
7. 開会中継続審査議決
8. 閉会宣言
9. 議長あいさつ
10. 管理者あいさつ

会議 午前10時00分

議長（谷口勝己） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

議長（谷口勝己） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、熊本善兵衛議員、小林一義議員であります。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

4番上坂正明議員。

議会運営委員長（上坂正明） 4番上坂です。本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を一括上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告のありました議員から質問を行います。

質問通告のありました議員は3名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また、極力重複を避け、簡潔に行っていたくとともに、当局答弁についても質問の趣旨を的確に把握されて、適切簡明になされますよう要望しておきます。

質問終局のあと、各議案ごとに質疑、討論、表決を行います。

次に、第6号議案を追加提案し、質疑、討論、表決を行います。

その後、本会議を暫時休憩し、広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員会を開催します。

当委員会を終了後、本会議を再開しますが、この委員会の結果により、議事日程の追加等が考えられますので、あらかじめご了承をお願いします。

次に、閉会中の継続審査、議決を行って、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。以上です。

議長（谷口勝己） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第1号議案～第5号議案（兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について外4件）

議長（谷口勝己） 日程第2、第1号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について外4件を一括議題といたします。

これより、会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき、順次議長より指名いたしますが、自席にて質問をお願いいたします。

まず、最初に、3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 15日開催の議運で、北担当組合の一般廃棄物処理基本計画が発表され、過日、議員協議会も行われましたので、私は、この計画に関連して、管理者の総括的なご意見を承るために、若干の質問をしたいと思います。

私は、感想的に申し上げたいと思いますが、この計画、この地球温暖化防止、熱発生抑制という点では、文言上もほとんどお触れになるところがないし、施策上もよくわからないので、これはどうお考えになっているか。これは従来から、管理者あるいは市長としても、また国策としても、国際条約も締結をされ、推進されているところですから、熱発生の大い当施設の建設計画に当たっては、極めて重要な課題だと思っておりますのでお聞きしておきます。

それから、後の議案審査でも出てまいります、環境影響調査の予算が計上されて、ただいま一括上程をされております。この環境影響調査は、上郷を特定して、その周辺の地域を環境影響調査を行うということですが、提出された資料を見ると、自然科学的な調査はございますが、社会生活上の調査は全く項目に指定がない。市長でもあり、かつ管理者でもあり、また兵庫県の施策でもあり、また国策にもなっているコウノトリの自然還元といいますが、野生復帰、これを至上命題としている昨今であります、この地域がコウノトリとの関係で、深い歴史的な関係を持っておられるというふうにお聞きしておりますが、こういう環境については、どうお考えになっているだろうか。

また、それに関連して、こういう施設を建設する際、自然環境や農林漁業の、あるいはまた水防上も課題を負うことになるとと思いますが、こういうことに関する調査項目は一切ありませんけれども、こういうことに関しては、どういうふうにお考えになっているだろうか。これは、今回の一般廃棄物処理基本計画が、専ら廃棄物をいかに有効かつ節約をして建設するかということに向けられているように思いますから、これはこれとして非常に大事ではありますけれども、同時に我々の人間の生活が、今後どうなっていくかということの関連で、非常に大事でありますから、お答えをいただきたいと思います。

それから、もう一つ、手続上の問題なんでありますが、この一般廃棄物処理基本計画を委託調査をしたわけでありましてけれども、この委託が、本来、豊岡市、香美町、また新温泉町の基本計画にのっとって、それに基づいて構成される計画であるというふうになっておるところ、実際には、同じコンサルタントが、同じ予算で、同じ手法でやって、同時に発表されて、しかもそれぞれ市、町への手続が、実はおくれたというふうなことになっているが、これは、私は極めて遺憾なことだ。これ単に発表がおくれたことが遺憾だというんじゃなくて、市町の基本計画というのは、本来、住民との関係で調整されなくてはならないのに、住民の代表というふうに法的に位置づけられている市町の議員にさえ、おくれるという状況のもとで、どうして、市町の住民にこの計画の可否について、あるいはまた創意的な工夫について、協力について、訴えることができるだろうか。

本日、ここに新年度予算が上程する大前提として、この基本計画があるわけでありまして、まず、その点について、単に形式的な手続上ではなくて、住民との関係で、当組合あるいはまた管理者としての立場をお尋ねしておきたいと思っております。以上であります。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず、私からは、今回のこの計画とCO<sub>2</sub>、熱量と言われましたけれども、CO<sub>2</sub>の

ことが念頭に置いてあると思うんですが、そういったこととの関係についてご質問がありました。

もとより、どの程度、明示的に書くかどうかということにかかわらず、ごみ処理施設の事を考える場合に、あるいは汚泥施設の事を考える場合に、当然重要なポイントだろうと思います。ですからこそ、まずごみを徹底して減量化をする。減量化をして焼却処分に回す量が減れば、それはすなわちCO<sub>2</sub>の発生抑制につながるわけでありますから、このことが徹底的に書かれている、書いているつもりで、私たちとしては、そここのところに書いたつもりであります。太字でわざわざ地球温暖化対策だとか、熱量どうのこうの書かなくても、当初236トンの焼却量であったものを174トンまで下げた。そのことの中に、私たちの意欲をぜひお読み取りいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、発生抑制ということだけではありませんで、議員は、あたかも共同処理することに反対のお立場のようでございますけれども、しかし、なぜ共同処理をするのかという、その理由のうちの一つに、発生する熱の有効利用というものを上げております。共同して処理しようと思えば、同じ量のごみが、まずこれは焼却されるわけであります。3カ所で焼却されるか、1カ所で焼却されるか。したがって、同じ量のCO<sub>2</sub>、あるいは同じ量の熱が理論上出てまいります。それをむだに発散させてしまうのか、効率的に回収するかということは、議員言われるように、熱の問題あるいはCO<sub>2</sub>への対策という点でも大変重要だろうと思ひまして、それほどまでに議員がそこに関心を持っていただくということであれば、ぜひ共同処理することにご賛同賜りたい、このように思います。

それから、環境影響調査につきまして、社会生活の影響等の項目がないというご指摘でございました。これは議員自体がご質問の中でお触れになりましたように、私たちは法律の求めに応じてやるうといたしておりますので、その項目。さらに、自然環境への影響ということについて、これまで地元の方々との話し合いの中で、特に強い懸念をいただいた項目について、それが科学的にどうということになるのかということ、項目として追加をしようとしているものでございます。

もちろん、そういった廃棄物処理施設が周辺の環境にどう影響を及ぼすかということ以外に、議員もご指摘のありましたように、農林水産業の観点からどうかとか、あるいは水防という形でお触れになりましたけれども、いわば安全、安心という観点からどうかといったことも、地域のまちづくり、村づくりという観点では、大変大切な事柄でございます。私たちは、それを環境影響調査の中でやろうとしているのではなくて、別の場所でもご報告申し上げたと思ひますが、地元の方々にはごみ・汚泥処理施設といえ、環境問題の中で絶対に避けて通ることはできない、そういった施設をお願いする地域については、環境問題への取り組み全般について、最先端の取り組みでいけるようなことを地元の方々や行政と一緒になってやりたい、取り組ませていただきたいと、こういう提案をさせていただいたところでございます。

生活環境ということからいえば、もちろん域内の道路はどうかといったことがあるだろうと思ひます。それから、里山をどうするのかといった自然環境のこともあろうかと思ひます。あるいは議員も大変関心をお持ちのような自然エネルギーの利用ということについて、この地域で徹底的に進めてはどうかといった観点もあろうかと思ひます。また、植村直己さんのふるさとでございますの

で、自然と人間とのつき合いというものを実践する場として、大変シンボリックに有望な場ではないかというふうに思っておりますので、そういったことも検討の課題の中に入れてはどうか。このようなことを考えているところでございまして、環境影響調査の中では対象にはいたしておりませんが、私といたしましては、包括的な、総合的な対応をする中で、議員ご指摘の点についても積極的に検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

それから、コウノトリとの歴史的関係とごみ・汚泥処理施設の関係をどうとらえるかというご質問がありました。ごみ処理、そしてそれは環境を悪化させるもの、あるいは環境を破壊するものという側面だけでとらえて、そのような理解をいたしますと、コウノトリとの矛盾というのは理論上出てまいります。しかしながら、例えば植村直己さんも北極とかさまざまのところ単独で行かれたときに、自分のごみは自分で処理をしてこられました。燃やせるものは自分で燃やし、しかし、自然に戻らないものについては、ごみを自分でお持ち帰りになったというふうにお聞きいたします。つまり、人間が人間として自立する上で、自分たちのごみを処理するということは、避けて通ることができない、避けて通ってはならないということでございます。

ですからこそ、このごみ処理施設の問題は、地域全体の課題として、そして地域みずからが、この地域というのは北但ということでございますが、みずから自治の問題として解決しなければならないものとして取り組もうとしている。当然のことながら、このごみ処理施設というものは、周辺環境に悪影響を及ぼしてはならないということは、これはもう基本中の基本、あるいは最も初歩的な要求事項でございますので、施設整備に関しては、さまざまに厳しい法的な規制がかかり、そして、これまでの通常の例でいいましても、さらにそれに上乘せの厳しい自主基準を設けて、外部への環境へのマイナス影響を極力下げる、こういったことを行っているところでございます。

そして、そのように考えてみますと、ごみ処理施設があるということと、コウノトリを放鳥することは決して矛盾することではございません。コウノトリの放鳥といえば華々しいところだけを見て、ごみ処理のところは、これは厄介なものだから要らないんだというような姿勢をとるとすると、それはそもそもコウノトリの野生化という理念を著しく傷つけるもの、このように考えているところでございます。

先ほど触れましたことと重複をいたしますけれども、まさにコウノトリを空に帰し、そのことによって環境と人間とのかかわりを徹底的に考え、一步でも前に進めようとしている私たちの地域としては、このごみ処理施設の設置というもの、逃げることなく、そこを徹底的に安全なものにしつつ、そのような絶対に避けて通ることができないものをお願いするのであれば、総合的な面で、上郷は、なるほど日本で最も環境対策の進んだ地域であると、そう言われるような地域としてまちづくりをともに進めることが、させていただくことができないかと、このように考えているところでございます。

その他につきましては担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、私からは、今、議員のおっしゃいました手続の中で、この計

画が、本来、1市2町の基本計画についてまとめられて、その後、手順を踏んでまとめられてくるべきではないかという、手順の問題を主体に、その中で、それらが住民の協議をかける、意見を聞く、その必要性があったんじゃないかということを申されました。

この点につきましては、確かに十二分な時間が持てなかったということは、担当者会あるいは課長会の中ではありました。しかしながら、この法律の仕組みは、まず廃掃法の中で定めておりますが、市長の基本構想、基本計画、これにリンクするごみ処理の中・長期の計画を一般廃棄物処理基本計画とっておりますから、当然、それは関連がしてくるということです。しかしながら、この間に合併がございました。その合併があるわけですが、しかし、このごみ処理の基本計画は、毎年、実施計画を出しています。いかにどれだけ量のゴミをどのように処理するか、また、そのために施策はどうするかということを毎年公表しております。

こういう積み上げがあって、現在のごみの分別処理体制ができてきている。これがごみ処理におきます住民との行政との経緯で、それぞれの市町におきましては、毎日分別や、あるいは問題点、あるいは分別が変わったときに説明会に全地区的に回しまして、住民の皆さんとの協議を重ねてきている。そういうものの集積が、今日の計画、体制、分別項目、こういうものでございます。そういったことでございますので、確かに、いかに住民の意見を聞くかという方法にはいろいろあると思いますが、そういう集積、結晶化されたものが、このたびの一般廃棄物処理基本計画の中にまとめられてきているというふうに考えているところでございます。以上であります。

議長（谷口勝己） 3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 総論にあんまり長々やってもしょうがないんだけど、先ほど、私が問うてもいないのに、管理者は、あなたは反対の立場のようだというをおっしゃるから、あえてちょっと聞いておきたいんだけど、あなたは今までの議論の中でも、この広域処理をすることについて蒸し返すのかという議論をしばしばされました。しかし、今度の基本計画で、初めて北但広域の、つまり旧1市10町のごみを1カ所に集めて処理するんだということを公的に明らかにして、その協議が2月24日あって、国庫交付金までちょうだいするところまで行くわけですから。そうすると、今、基本計画にあらわされた数字を見て、議員が、広域でやるのも問題点について物を言うというのは、何ら蒸し返しではなくて、誠実に議論をする趣旨ではないだろうか。私は、これは議員だけじゃなしに、住民も、今度明らかにされた、いわばよく読めば新温泉町、香美町、豊岡市の基本計画についても検討すべきところがある。私は豊岡の市会議員としては、豊岡の議員協議会でいろいろ申し上げましたけれども、これももう非常に時間がなくて困ってしまったということがある中で、私は、今、筋として、包括的に問題を検討するということは、何ら不思議なことではないということをおえて申し上げておきたいと思う。だから、あなたがこのことを私が言うと、反対の立場だと、これはちょっと審議の過程としては、少しあなた言い過ぎだと思うからね、その点についてはちゃんと答弁をしてもらいたいと思う。

各論に少し入りたいと思う。今度の総括説明、あなたのご提案の総括説明の冒頭が、上郷に対策委員会11人できて、できたじゃない、できるか。そこと誠意を持って話し合うんだということが書



いてある。それで私は、これは上郷の方々とそういう約束になっているんだろうなと思って、この検討はどういうふうに行われたかという資料をお願いしたところ、まだこれはできてないんだと、別に窓口という位置づけをしたわけでもないんだと、そういうことを一方的に願っているんだと、こういうふうな当局職員の説明がありました。それにしても、これはまた手の込んだ総括説明だなあと、そんなことでもいいのかなと。一体、この11人の対策委員会というのは当局の認識では、この誠意を持ってそこと話し合うとおっしゃるんですから、何らかの根拠があって、この上郷に対策委員会がつくられたということもご存じになったんでしょうし、ご認識になったと思いますから、私は正確な議論をしていく、誤解のないようにしておく。我々が、例えば上郷を訪問した場合に、まず、ご意見を伺うというところがどこなのかということもお尋ねをしておきたい。

議会としては、昨日、現地に参りまして、住民の何人かの方々のお顔も拝見いたしましたけれども、この方々と、どうしてコンタクトしていくのかということにつきましては、公然たるのは、陳情が出ておりまして、代表の方々4人ときのう議会は議論をいたしましたけれども、これが窓口なのかということになると、そうではなさそうに総括説明でございましたから、この点のご認識を、まずお伺いしておきたい。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、このごみ・汚泥処理施設の広域処理のことに关しまして、私は、過日、市民の皆様へという豊岡市民に向けてだけでありますけれども、なぜなのかということを理解いただくようペーパーをお出しをいたしました。その認識としては、議会とは議論をしてまいりましたけれども、市民の皆様へ十分な説明はしていなかった、そういう反省に基づいて行ったものでございます。したがって、私は、市民の皆様あるいは町民の皆様方が、なぜ広域処理なのか、疑問を持たれていることは当然だと思いますので、その方々への働きかけは、今後とも誠実にやっていきたいと思ひます。

住民の方々に対して蒸し返すなという議論をするつもりは全くございません。しかしながら、安治川議員は、長く議員をお務めになっておられて、しかもこれまでの経緯をすべてご存じのはずです。今初めて聞いたというようなことでは、決してないはずでございます。例えば、このごみ・汚泥の処理施設の計画というのは長い歴史を持っておりまして、まず、平成12年の11月には、北但地域ごみ処理施設事業協議会準備会というものが設立をされ、13年4月には、北但地域ごみ・汚泥処理施設推進協議会が設立をされました。その経緯は、当時、安治川議員がどれほど注視をされたかどうか、私、わかりませんが、その経緯はすべて議会に報告されてきたはずでございます。平成14年の3月には、北但地域ごみ・汚泥処理基本計画ができました。これは共同して設置するというを前提に、では、どのようなものにするのかという計画でございまして、その内容は安治川議員にもご報告をいたしました。また、豊岡市議会でも、それから北但行政事務組合でも、安治川議員は当時は北但行政の事務組合の議員ではありませんでしたけれども、何度も議論をしてまいりました。平成16年の3月には、北但地域ごみ・汚泥処理施設適地選定等業務報告書というものが策定をされ、行政側の判断としては上郷を適地としたということを議会の側にも公表し、そして議

論をしていただいたところです。そして、いよいよ16年の7月には、北但行政事務組合が事業主体として設立をされました。このときには、すべての市町議会で共同処理することのイエスということの議決がなされておりますから、安治川議員がご存じないはずはありません。

したがって、今回、廃棄物処理基本計画の中で、236トンが174トンになるというのは、初めてお聞きになったことではないはずであります。したがって、これまで申し上げましたような過程、それから、そのために必要な予算をすべてその都度、議会にお諮りをし、ご了解をいただいていたわけでありますから、構成される個々の議員が賛成か反対かは別として、議会の総意としては、これを認めてきた、この事実は、ぜひ改めてご理解を賜りたい、そのように考えているところでございます。

もちろん安治川議員が、住民のお立場に立たれて、再度、これはどういうことなんだろうということをお聞きになるのは、それはお答えすることはやぶさかでございますから、その点については、今後とも答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、議会として確認を積み重ねてこれたというその歴史、歩みは、ぜひ再度、思い起こしていただきたいというふうに思います。

それから、対策委員会についてのお尋ねもございました。この対策委員会がいつ具体的にメンバーが決まるのか、その対策委員会が地区との関係でどういう権限あるいは責務を負うのか、あるいは三役との関係でどういう関係なのかというのは、これは行政の側の問題ではありませんで、上郷の中の自治の問題であるというふうに考えております。

そして、お聞きいたしておりますのは、その点についての明確な位置づけが、まだ検討途上である、議論の途中であるというふうにお聞きいたしておりますので、安治川議員が先ほどお触れになりましたように、私たちの側としては、まだ、こうですというふうに明確なものを、こういうふうにお聞きしていますということは明確にお伝えできない。ただ、この対策委員会が立ち上がるという経緯を見ますと、もともと検討委員会というものがあって、それが中の事情でなくなって、一たんは組長会の側にその機能が移されて、そして役員を選出の過程の中で、対策委員会という名前のものができるということでございますから、私たちといたしましては、そこを窓口にして、さらに正確に言うと区長さんを窓口にした上で、その先に対策委員会があるということになるのかどうかは、今後、さらに区の方々と相談をさせていただきたいと思っておりますが、少なくとも対策委員会をつくらうというふうに区の中でお考えになっているというのは、この問題について何らかの機能を持たせようと、こういうことだろうと思っておりますので、私たちといたしましては、その性格づけが明らかになるのを待って、そして構成員がきっちりと決まるのを待って、働きかけをしてまいりたい、このように考えているところでございます。以上です。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 総論の経過に関して、私がいかに物知りかというお話がございましたので、それはあなたが私をそのようによく勉強しておるといふふうに評価したんだというふうに聞いて、続けませぬけども、しかし、それならば、これほど勉強させていただいた議員が、なお検討しようということを行っているんですから、やっぱりちゃんと答えてもらいたい。答えるとおっしゃったから続

けます。

それから、上郷の対策委員会については、総括説明のときには、ああ、これ立ち上がって、ここと相談するんだなというふうに関こえましたから、これは慎重にやってもらいたいと。やっぱり誤解のないように、住民の合意をしっかりとらないと、これは前に行くのも後ろに下がるのもできないわけでありますから、あなたも公表してしまった、2人の町長と1人の市長が、もう行政的には決めたんだという、今度の基本計画、いつ決めるんかということ、ちょっとお尋ねしたいと思うけれども、そうするとなかなかのことでありますから、上郷の住民にとっても荷の重い相談をしなくちゃならないと思いますから、これをいわば圧力を感じずようなやり方は絶対にとらないでもらいたい。

それから、この計画そのものについて、ちょっとお尋ねをしたいと思うんだけど、この現況です。この処理能力、3つの処理センターがあって、そして、その合計は、現在のごみ処理能力としては、これは十分あると思うんですね。しかし、今までの経過では、これは耐用年数が来るから、いずれ建てかえんならんと、こういう議論。そうすると、この数量的に今度の発表された1市2町の基本計画と広域の計画を見ると、一般廃棄物のうち、いわゆる家庭系と言われるものは、この計画によっても減ることになりますね。これはもう政府の目標に従って6%近く減らすんだということで、数量、それよく合ってる。ところが、今度、1カ所に建てるとおっしゃっておるこの計画の中身見ると、燃やす量は逆にふえてしまう、そうなっていますね。これはふえる中身を見ると、汚泥を燃やすからですね。だから、この汚泥を燃やすというのは、これはさっき管理者は熱発生のごとに、安治川さんはえらい関心をお持ちになっておると、こういうことを言っておられるけど、私は現況から見て、特に合併をする前の日高、城崎、但東、出石の各町におかれては、竹野におかれては、委託ではあるけれども燃やさないで肥料化しておったということが明らかですから、この点について私の認識が違っていたら困っちゃうんですけども、この旧豊岡市、旧各町のこの汚泥をどうしていたかということについては、実務的には、基本計画の中に入れておりませんから、私は、これは別に豊岡の市議会の調査でこのことを認識いたしましたので、改めてここでご説明を受け、かつ、なぜこれを燃やすのか、燃やさないければ、もとより熱発生は抑制しなくちゃならないということを管理者おっしゃったわけだから、これできれば燃やさない方がいいに決まっているわけで。この点の認識はどうなんだろうなということを改めてお尋ねしておきたい。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、ごみ処理基本計画についてであります。まだ、1市2町の市町長は決めたとは言っておりません。決めるに当たって案という形で、それぞれの市町議会と北但行政事務組合の議会に、協議会という形で議論をお願いをしたところでございます。

そして、23日には、それぞれの市町及び北但行政事務組合のそれぞれの長が、みずからの責任において正式な計画として決める、こういう段取りを今いたしているところでございます。現在、それぞれの市町におきまして、議会での議論を踏まえて、なお改正すべき点があるのかないのか、その最後の詰めを現在行っているところでございます。

ちなみに、ごみ処理基本計画と上郷ということではリンクをいたしておりません。上郷という場

所は、このごみ処理基本計画の中にあるのではなく、そもそもそれぞれの市町でごみをどのくらいに減らすのか、どのくらいのごみが出てくるのか、そして、それを何トンの炉で燃やすのか、こういったことを決めているのが、このごみ処理基本計画でございますから、場所がどこであろうと、これは策定をしないことには炉の規模が決まってまいりませんので、この点についてはご理解を賜りたいというふうに思います。

もちろん、私たちは、このごみ処理基本計画はそれとして、それをもとにつくらなければいけない処理施設を、では、どこにお願いするかということが当然大きな課題でございますから、それについては、もう議員ご案内のとおりこれまでの経緯でもって上郷にお願いをしている、このようにご理解を賜りたいと思います。

汚泥のことにつきましては担当の方から答弁をさせていただきますが、これも老婆心ながらでございますが、仮に汚泥を除いた処理施設をつくるにしても、それをばらばらで3つにつくるか、1つにつくるかという議論は依然として残り、そしてそれは1つにした方がはるかに市民負担が安くて済む、低くて済む、このことは論理としては変わらない、全く蛇足でございますけれども、補足をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 汚泥の処分、焼却の部分についてのお尋ねの部分でございますが、平成16年度の豊岡市、今回、合併して1市5町の含まれる部分で汚泥の状況を見ますと、全体でし尿処理場を含めて発生汚泥量が2,347トン、発生をしております。そのうち外部委託、民間業者を委託した部分も含めまして、1,718トン、率にしまして73.2%、旧豊岡市だけで申しますと785トンの発生汚泥量がありまして、そのうち156トン、率に直しますと19.9%というふうな部分が肥料として利用されているというふうな状況でございます。しかしながら、この肥料の使われている状況といたしますのが、最近、特に農作物のブランド化等で、下水道で人ふんを含む汚泥についての、肥料についての需要が大変厳しい状況にあるというふうな状況を聞いています。特に豊岡市でお願いいたしますのが、岡山県にある業者の方に委託しているわけですが、特に肥料を販売すると同時に、肥料の散布までをサービスしなければさばけないというような状況を聞いてるというふうなことで、肥料に対する需要の市場性がかなり厳しい状況にあるというふうなことでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 今、ちょっと細かい議論になるけども、今、参事が汚泥の処理の平成16年度の旧豊岡市について、何かよくわからん数字をおっしゃったんですが、私が豊岡市の方からいただいた資料では、1市5町、つまり新豊岡市に合計して、平成16年度は乾燥汚泥が629トン委託して埋め立て、脱水汚泥は1,562トンを委託して肥料化しているというふうになっておるんですけども、これは何だ、全然さっきのご答弁とは話が違うなと思うんですけど、これ何でしょうかな。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） それは、公共下水道側サイドで発生する汚泥でございますが、そのほかにし尿処理場から発生する汚泥が144トン別途発生しておりますので、その量を加えさせていただきます。

きましてご報告させていただきました。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 そしたら、先ほどちょっと申し上げたけれども、竹野町、日高町、出石町、但東町についても、豊岡市になりましたから、その資料によりますと、脱水汚泥として平成16年度は竹野町が298、日高が659、出石459、但東146が、それぞれ瑞穂町の施設や加古川の環境事業協同組合などに委託をして処理されたという資料なんですけど、これは間違いありませんか。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 間違いございません。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 そうすると、今、市長からも、それから参事からも肥料化する条件がだんだん難しくなっていると。これは、僕は傾向としてはそうだと思います。というのは、農業そのものがだんだん難しくなっているから、肥料だけがふえていくということはない。そこへ化学肥料の業界も競争するわけでありますから、有機肥料がなかなか難しいという状況ははっきりしている。しかし、同時に、こういうことで頑張っている企業があって、なお、この努力をしているという状況にかわりはないと思うんですね。アグシスという朝来町の会社がやめたというお話であります。アグシスを昨年利用したのは旧但東町だけではないかと思いますが、その点、どうですか。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 去年の状況というのは、過去の状況はわかるんですけども、ちょっとしばらく時間をいただきたいと思います。

議長（谷口勝己） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

議長（谷口勝己） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 私の方で、手元の資料として、過去10年間の資料ということで持っておりますけども、その資料によりますと、但東町につきましては、朝来町にございますアグシスに委託しているというふうな資料となっております。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 私は、こういうご努力をなさっておられた各町の努力は検証して、そしてさらによいものは伸ばすという態度でなきゃならぬので、この点はぜひ検討してもらいたいと思うんですが、この点についてお答えがあれば出していただきたい。

それで、次に進めたいんだが、要するに今、基本計画、23日には決めるとおっしゃった。それは、24日の国県協議ですね。これで基本計画がないといけないというのでするんだろうと、私は逆に思ってしまうんだけど、しかし、この組合当局からいただきました今回の資料を読みますと、この

循環型社会形成地域計画をつくる上で、できるだけ国県協議をした方がいいけれども、国県協議がなかったからといってできないものでもない。それから、国県協議やったからといって、そこで、もうそれで縛られるものでもない。しかし、後に大臣の許可をとるときに、国県協議やっておけば事務的な手続で終わると、形式的な審査で終わるから、それで協議をしておこう、こういう程度のもんだというふうに書いてあるんですけども、これは、あなた、よく見て考えなさいという資料としていただいたもので、よくわからないんです。もうつけ焼き刃の勉強ですから、ぜひ安治川さんは平成12年ごろからよう勉強しとったじゃないと言うけど、そのころは循環型社会形成なんていうのは、てんで話にも出ていない時代ですからね。初めて聞いたんですから、これはやっぱりちゃんと説明してもらいたい。なぜ、これを聞くかということ、24日で何もかも決まってしまうと、そんなことないでしょ。これは国県で意見を調整して、大体こういうふうにいきたいと思うけど、どうでしょうということに協議をして、さらに考えて我々が決めていけばいいと、こういうことですね。そうでないのか、あるのか、ちょっと経過を含めて、根拠法令も含めて説明してもらいたい。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、汚泥のことにつきましては、安治川議員の指摘されている論点は、大変重要な論点でありますので、私たちもこの数日間の議論を踏まえて、再度、私たちが提示させていただいた考え方で間違いはないかどうかの検討をいたしております。

これは、どちらにしても早急に結論を出したいと思っておりますし、その出た結論の考え方については、また議会の皆さんにお返しをしたいと、このように考えているところです。

ただ、もうこれまでの議論で、安治川議員にもご理解いただいたと思っておりますけれども、この汚泥の有機肥料化ということについては、現実的にさまざまな課題があって、極めて不安定な要因がございます。もう何度もお話をいたしましたけれども、使う側から見ると、人びんに対する抵抗感が非常に強い。それから、肥料とするときに要求される品質、あるいは組成成分というものが作物ごとに違いますので、ただ有機物を発酵させれば済むというものではない、こういった制約があるといったこと。

それから、これは県の普及センターからいただいた見解ですが、有機JAS、コープこうべの基準では、汚泥は原料として使用禁止になっている。これは一例でありますけれども、つまり利用する側として、肥料そのものについて、相当高い品質をもう求めてきている。そういう状況の中で、実際に私たちの地域から出てくる汚泥を肥料として使うという努力は、これは当然続けるにしても、それが、例えば全量肥料化できるということを前提にして処理施設をつくるということは、極めて危険を伴う。もし、現実には肥料としてはなくなってしまうときに、汚泥を処理する装置を私たちは全く持ってないということになりますので、その意味では多少、施設整備に当たっては安全目に考えざるを得ない、この点についてもご理解を賜りたいと思っております。

もう一つの質問については担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、地域計画の関係で答弁をさせていただきます。

議員の方からは、何を根拠に、また何で決まるのかということでしたが、根拠は、これは要綱にお示しをしておりますとおり、要綱に定めているというものでございます。

また、この計画の仕組みですけれども、この計画は、以前の補助金時代とかわりまして、交付金になりましたらごみ処理を中・長期にわたってどうするのかということは、地域が決めていきなさいと。地域の独立性、創意工夫を尊重するというふうに変わりました。そういう中で、この計画は、5年から7年間のスタンス期間で、どのようにごみ処理体制をつくり、またそれを処理するための施設整備をどうするんですかということを立てまして、これらの計画を国は循環型社会の実現という全国的問題を進める意味から、その整備に係る事業費を財政的支援しようという制度でございます。

なお、それに当たっては、国は全国的レベル、また国際的レベルで、また県は全県的レベルで、まず、行政本組合は地域とともに、この地域における構想、これらを一体になって構想の段階から協議をしましょう、構想の段階から協働してお互いの目指す目標が実現するように協議しようというのが、この交付金制度の目的でございます。そういう意味で、24日は構想段階からの協議をしていくというものでございますので、そこで、5年あるいは最大7年の計画を協議いたしますが、そこで決定をするというのではなく、構想としてまとめていくというものでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 今ね、課長は構想と軽く言われたけども、それじゃ、基本計画と地域計画の大きな違い、どこにあるんですか、これ説明してもらいたい。

私は、この資料を読んでいて思ったんだけど、結局、金額、事業費のおよそのアウトライン、それから手順ですね、こういうものがこの基本計画の中には一切ないわけだけれども、国庫交付金を総事業費の3分の1、一括交付すると、年度割の予算にして入れると。ことしは環境影響調査3,000万円のうち1,000万円というのは予算計上されてる。そうすると事業費の枠がなかったら、この協議はもう、あなたは抽象論で、何だか、何だ漠然たることをおっしゃったけど、漠然たることじゃなくて、きょう資料の提出をお願いしたら、成果物なしということで、紙切れ1枚提出されていないが、あしたには基本計画を決定し、あさってにはその事業費の枠さえ発表するじゃありませんか。これは議会や住民には発表できないんですか。成果物なしとは何事ですか。原案があるなら原案出すべきじゃありませんか。あなた、そこに座って、私に構想から話し合う。構想どころじゃありませんがな、あんた。事業費まで話し合うんでしょがな、違いますか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 基本計画と地域計画の違いは何かとおっしゃいましたけれども、もうご理解いただいているものと思います。

安治川敏明議員 全然。

管理者（中貝宗治） つまり基本計画は、私たちの地域で、平成30年までの長期の間に、どのようにごみを減らしていくのか。そして、出てくるごみをどのくらい収集をして、どのような施設でこれを処理をするのか、あるいは最終処分の埋立量がどのくらいになるのか、こういったことを定めた

ものでございます。

この地域計画というのは、その基本計画の中で、例えば今、174トンの炉が必要だということを提示しているわけでありますが、その施設を整備しようとする、当然のことにお金がかかります。それを私たちの身銭だけでやるのであれば、何も地域計画をつくる必要は全くないわけですが、せっかく交付金制度がありますから、市民負担を軽くするという観点から、私たちは交付金を受けようと考えております。交付金を受けようしますと、その交付金の要綱によって、原則5年間、長くても7年間、この間に要するにどういう施設を整備しますか、あるいはその炉の規模を決めるに当たって、どういうふうにごみを減量させていくんですか、こういったことを交付金を得るためにつくる必要がある。したがって、エッセンスは基本計画の中にあり、それをもとにしたもので交付金をもらうために、国に対して地域計画を策定して出すと、こういうものでございます。

したがって、当然、アバウトな事業費を出すことになります。それは、しかし総事業費ではありません。交付金をもらうために必要な部分について、これこれですから、それに対して3分の1で計算したらこれだけの枠をとっておいてくださいよ、こういうものでございます。したがって、これは通常、ほかの施設の場合でも、とりあえず枠のために国に対してアバウトな数字を入れて予算の確保をするという、これはテクニックでございますので、そのようなものと、まずご理解を賜りたいと思います。

今回、私たちは、交付金としてもらいたいと、枠を確保したいというふうに出しますものには大きく3つございます。

1つは、もちろん焼却施設でございます。これは174トンということでございますので、これまでの相場からいきますと1トン当たり約5,200万円、ですから、それを掛けると約90億という金額になるかと思いますが、それが枠どりの数字として出てまいります。それから、環境影響調査も、これも過去には、これは国の交付金なり補助金の対象ではございませんでしたけれども、今、制度上そこも対象になることになりましたので、それについては予算でお願いしているような事業費でもって枠としてお話をすると、ただ、あとリサイクルセンターが同様にこの交付金の対象になるわけでございますが、その点につきましては、まだこちらも積算途上であり、あくまで枠確保として国の側へ申し上げるということだけでございますので、この点については、まだ公表を差し控えさせていただきたいと思っております。

循環型社会形成地域計画といった大変すばらしい名前の計画になっておりますけれども、要は交付金をとるための枠どりのためにやるものだと、こういう認識でございまして、言うなれば事務の内部の中で、補助金を取るために事前にこういうふうになりやりとりをするということでございますから、従来からそのようなことについては、特に公表はしてこなかった。これからも、この交付金にかかわらず、あくまで行政内部での事前のやりとりでございますので、そのようなものだというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 それと、再度確認しておきますけれども、そうすると事務の内部のやりとりだとおっ



しゃったからには、そうすると、例えば早くも3月議会が来る、あるいは、また10月にここの定例会がある。そういうときに、予算化の枠が協議会でやりとりされるわけだから、しかし、きょう資料として出ていないから議論できないわけですから、ちゃんと我々にもわかるように、そしてまた、住民にもわかるように、事業費の枠で仕事の中身わかるわけですから、それまではきれいごとであっても、いよいよ仕事にかかるということになったらお金がついて回るわけだから、私はこの協議の中身は、もうむいてしまえば、今も市長がはっきりおっしゃったように、お金の協議だから、だから、そのお金の協議をぎゅっと縛ってしまわないで、やっぱりみんなよく話し合っただけでやれるようにしたいと。

私は不思議にかなわんだのは、今度この要綱を資料でもらったら、ごみ廃棄物の処理施設というのは対象項目にないんですよ。一生懸命読んだら、熱回収施設だ、発電効率または熱回収率10%以上の施設に限ると。都道府県が設置するごみ固形燃料発電等焼却施設を含む、RDFとなっている。これがごみ処理施設かなあと。あとずっと読んで、ごみ処理施設は対象になってない、これですか。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） おっしゃいます熱回収施設、交付金の制度では、現在、熱回収施設と言います。一言つけ加えさせていただきますと、循環型社会をつくるという意味で、ごみ焼却施設は、熱を回収する施設というふうに位置づけて、それ以前のころは、単純に焼却する、単純焼却の時代だったということで、そういうものを循環型社会形成推進基本法などのもとで、根本的に考え方も含めて変えてるということでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 僕が、ごみの熱発生を抑制するのに、異常な関心持っているみたいに管理者言うからね、あえて聞いたんだけど。これ読むと、大体、ごみはなるべく燃やさないようにするために書いたんかなと思うような対象施設ばかり。1から19まであるけれども、1番はリサイクル推進施設、次はごみ高速堆肥化施設ですぜ。3はごみ飼料化施設、4はごみメタン化施設、5はリサイクルセンター、今、管理者がおっしゃった。次は廃棄物原材料化施設、次はごみ固形燃料化施設、8はストックヤードで、9番目に熱回収施設って、ようやくここでごみを燃やしてもええちゃうことが書いてあるんかなというぐらいのこと。あとは最終処分場だったり、一番しまいは浄化槽の設備までこの対象だというふうになってる。要するに、なるべく燃やさない、なるべくごみを減量して、そして再生して再利用しよう。うたい文句はいいけど、しかし、実際は、焼く施設が一番たくさん金が必要。後のメンテナンスも一番かかるということだから、僕はあんまりきれいごとで言っておったんじゃ始まんというので、あえて今聞きました。

それから、生活環境影響調査についても、ちょっとお尋ねしておきたいんだけど、資料をいただいたら、生活環境調査のあらましというのと、それから何だったかな、法令基準というのと、それから調査手法概要版というのが3通り色つきの資料が出てきた。予算を見たら9万円ほどでできたということになってるんですね、10万円か。これ何部つくってどこの地域に配付するつもりでこんな

もんつくってるんか、わずか10万円でこんなものできるんだったら、大変いいことだなと私は思うけど、これは逆にみると、全国どこでも同じことをやるんで、表紙だけ変えたものかなというふうに思って、だから、それだから、そこに、棚にぼんと置いてある何万冊かのうち、ぱっと取り出して北但行政事務組合と判こ押して、これ配るんだと。それで、さっき管理者が言ったみたいに、生活環境影響調査を法に基づく神聖、厳かなもんだというふうに言われたら、弱っちゃうな、これ。

それで、僕はこれ見て、もう笑えてきて、これはわしでも裏に安治川敏明と書いて配ったら、非常な科学的な高度な調査手法を知っていることになる。これは、大体、これ読んで、この技術的におわかりになる職員が要るんかいなということを思いまして、これは中外テクノスという会社に9万9,700円で委託調査をしてでき上がったもんだというふうに思うんだけど、そうすると、これは環境影響調査も、これ調査手法まで中外テクノスがこうやって明らかにしていることは、環境影響調査も中外テクノスというのにもう決めておるといことになるんかなと、これはまた別ですということなのか。これはすぐにあと質疑があるから、そのときでもいいんだけど、ちょっと何だか妙なことだなと思っておりますので、細かいんですけど、ちょっと聞きます。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） 資料としてご要求のありました、これらのものでございますけれども、環境影響調査をやります場合には、当然、対象の地域の皆様のご了解のもとに実施をしております。そして、調査内容なり調査地点なり、そういったものにつきましても協議をさせていただいて、合意の上で事を進めていくと、こういう手順になってまいります。

その際の協議用、この案というぐあいにはわざわざつけておりますけど、こういう考えを持っておりますよと、こういうことをご説明をし協議をさせていただくための資料として、今後、活用してまいりたいと、こういう考えで取りまとめたものでございます。

安治川敏明議員 いや、どのぐらいつくるんでしょうね、どんだけ配るんですか。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） コンサル、中外テクノスというところをお願いをいたしましたけれども、これは法の上でほぼ制度がまともっておりますので、これをどうわかりやすく皆さんと協議できるような資料にまとめるかということをつくったものでございますので、今後の調査を中外テクノスが担当するか否かは、これはまた別問題でございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 いやいや、その10万円の方で、どの範囲にこれ配るつもりでつくったんですかというのを聞きました。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） もちろん上郷の皆さんは、一番やはり関係がございます。さらに周辺でこういうことをやっていくことについてご理解をいただかなきゃならない地域には、こういうものをもって説明をさせていただきたい、協議をさせていただきたい、こういうことでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 これは後で、また時間があつたら少し言いたいと思うけど、大事なことなので触れておきたいと思うけれども、環境影響調査というのは、社会的影響や暮らしの問題については触れないんだということを管理者おっしゃった。これは法で決められているから。そうすると、これ、僕は調査手法のところも全部見せていただきましたけども、素人がかかわれるようなところ全くない。こんなものを、もう何だか、専門家がやってきて、空気をとってみたり、水をとってみたり、分析いうのもどこで分析しているかわからない、立派な研究所でやってきて、そしてペーパーが出てくるだけということじゃないかと思うんですよ。

それだから、私は、これについては、この環境影響調査というのが、さほどのことを住民合意の上で与えるということはなかなか難しいと、率直に言って思いました。

安全ですよという数字が出てくるに決まっているわけだからね。そうでないことは、もうほとんどないわけだから。安全だという数字が出たら、安全でないという証拠を住民の側に示すこと不可能ですよ、これ。そうではないということになるかどうか。これ、お答えがあればしてほしい。

それから、さらにわかりにくいのは、基本計画の外で、管理者が焼却灰とばいじん等の処理については、最終処分の外部委託を考えているから、最終処分場をうんと小さくすることができるということをおっしゃって、何だか資料があるような、ないようなことになっておる。これは一体、この基本計画や地域計画との関係でどうなるのか、これはどうでしょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、先ほどのとこ、非常に専門的だということのご指摘がございました。これまさに専門的な観点から、客観的に、まず、今の私たちが考えている地域の自然状況はどうなっているか。それに対して、新しい施設をつくったときに、どういうふうな負荷がかかるのか。負荷がかかった結果は、さまざまな基準と照らしてどうなのかと。これは、どうしても、難しくても、これをやらざるを得ない。ただ、私もそうですし、当然、地元の方がそれを、数字を見られてもなかなか理解しにくいというのは当然だろうと思いますので、そこについては、十分ご理解いただけるような説明方法をしながら、これは議論の糧としたいというふうに考えております。

それから、焼却灰とばいじん処理の外部委託についてのご質問をいただきました。

従来、この補助金をごみ処理施設の場合にとろうといたしますと、国の補助要綱上は、溶融固化を自前で持つこと、施設を持つことというのが、原則として持つこととということでありましたけれども条件になっておりました。溶融固化をするというのは、一つは、溶融固化をしますと、体積が、これは焼却灰とかばいじんの容量が、体積がぐっと小さくなりますから、最終処分場の容量が小さくて済むといったこと、それからスラグとして再利用をする、循環型施設の形成に役立つといったこと、こういった観点から求められていたものでございます。

しかし、その後、補助制度が交付金制度に変わりまして、もう溶融固化施設を原則として持つということはしなくてもいい、それはもう設置者の判断に任せるというふうに制度が変わりました。そこで、それならばということで、現在、焼却灰、ばいじんのみずからの設備で処理するのではな

くって、外部へ委託することができないかの検討に入ったと、こういうご説明をいたしました。

これができますと、どういうことかと、メリット、デメリット出てくるわけですが、一つは溶融固化部分が、大体1割ぐらい処理施設、先ほど来、熱回収施設の部分を占めますので、まずイニシアルコスト、建設費で1割程度下がってくるが見込まれます。

それから、もう外へ処理を委託した焼却灰、ばいじんは委託先の方で処理されることになりますので、地元での埋め立て容量が格段に減ります。しかも、例えばダイオキシン等というのは、このばいじん等の中に入っているわけでありますが、それは外部へ出ていくことになりますので、地元で最終処分をしなければいけないものというのは、陶器、ガラス類、あるいは清掃土砂といった極めて安定したものに限られますので、その意味では、安心感という面で、相当大きな違いが出てくる。こういったメリットがございます。もちろん他方で委託費がかかりますので、コストがどうなのかということは検討する必要はございます。また、途中で委託するのは、受託するのやめたと言われたら困りますので、安定性がどうかといったことの検討もあわせて必要でございます。

そして、もし仮に、この焼却灰、ばいじんの溶融固化は、外部に委託するという事になった場合は、現在の、今お示しをしております一般廃棄物処理基本計画という中には、溶融固化を前提にした書き方になっておりますので、改めて一般廃棄物処理基本計画を変更させていただく、そういうことになるかと思えます。

また、国の方への交付金としては、今枠どりとして、溶融固化を前提にした事業費、つまり1トンあたり5,200万の174トンということで、24日に言おうとしているわけでありますが、それもその部分は要らなくなりましたということで、計画を変えることになる。このようにご理解を賜りたいと思います。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 それから、ちょっとややこしい話なんだけど、この新年度の予算書の中に、施設整備基本計画の関係が上がってます。しかし、これも資料を要求したけれども、これからだから全くないと、こういうことなんだ。

ところが、PFI、DBOでいく、つまり公設民営でいくということになると、設計段階から、これはかかわっていく会社が必要になってくる。特に、そのモデルは、ならどこから、どういうふうにこの会社というものがかかわってくるのか、モデルを示してもらいたいと言ったら、一般論の本のコピーをお出しになって、自分で考えてくれという資料が来ました。その中に、SPCといって、事業者と、それから地方自治体が一緒になってつくる会社が必要だと書いてあるんです。これと、今度の基本計画とは、密接な関連があると思うんだけど、これは今、何の説明もないんだけど、これは予算説明のときにもなかった。だから、一般質問で聞くか、質疑のところで聞くかしようがないんで、ちょっと説明してもらいたい。そうしないと、この施設整備基本計画を幾らつくったって、SPCというのできて、つまり第三セクターみたいなもんなんですかね、こういうものができて、そこの会社が全部運営すると。設計からいくというんだったら、これどないなるんかいなと、わけわからんと。

一方では、国庫交付金協議会で云々かんぬんと、こうなってる。しかし、事業の枠を決めても、このSPCというのが全体を指揮するという事になれば、基本協定を地方自治体が結ぶという場合、これどないな関係になるのか、ちょっと説明してもらいたいと。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、議員のお手元にお渡ししております資料は、PFIの可能性調査をいたしました調査報告書に書かれている基本的なモデルを示しています。公設民営でいきます場合には、設計、施工、また運営を一括で委託をするということで、そういう手法で行うわけですが、このお手元の資料の図は、それぞれ自治体と事業をする場合の関係を書いてありますが、自治体から見ましたら、このSPC、SPCというのは特別目的会社ということでございますが、まず、設計、施工からいきますと、これは公共が直接委託契約を結んで建ててもらい、建てさせるものですが、運営に当たるのは特別目的会社が約20年間を会社をもって20年間の運営に当たるという会社でございます。

自治体からとりますとは、もう一回申しますと、設計、施工、運営を一括で募集をします。そして事業者を決めます。そのときに設計、施工を行うものと運営を行うものが一体で応募してきますから、公共が選んだそのチームがあるわけです。その中に設計、施工を行うものと運営を行うものがそれぞれいるということで、運営については、特別目的会社がつくられて20年間の運営を会社組織で責任を持ってやっていくと、こういう仕組みでございますので。

そういう意味からいきますと、この施設整備基本計画と、かなり大きな言葉を申しておりますが、実は総括説明でも申しておりますように、単刀直入に申しますと、これから公設民営方式で事業を進めていきます場合に、一つの手順でPFI法に基づいて決まっております。特定事業の実施方針を出して、そして特定事業に選定して、それから事業者を選定していく、そして決定していくと、こういう手順が決まってくるわけです。その中で、以前の事業方式は公設公営ですから、公共がすべて施設の詳細を示して、こういうもんをつくってくれという仕様発注方式をとっていくわけですが、これからは性能発注、基本的事項だけを提示して、その基本的事項にプラスそれぞれの応募するメーカーの創意工夫、ノウハウを持って提案をしてくる、公共は其中で一番、公共の要求する最もいいものを選んでいくということになるわけです。すなわち、どのような手法で事業者選定をし、どういう施設をつくるのか、少なくとも創意工夫を求めるが、公共としてはこれだけは決めておきたいというふうに、任す部分と公共が決めて提示する部分、こういうことがあるわけです。これが従前の公設公営の場合にはございません。すべて公共が決めて、事業者に建設運営をさせるということなんです。

そういう意味で、この計画は、公共としては、これから施設を整備する場合、どのような考え方で、どこまでを公共の基本的な考え方としていこうかと、そういうものを1冊にまとめておくべきではないかというふうに考えて、それはどういう項目かということも含めて現在検討をしておりますが、そういう公共の基本的な考え方、方向性をこの計画としてまとめたいというものでございます。

なお、この計画は、法律や条例等に定められてつくるものではなく、本組合がみずからそういう考え方でつくっていききたいというものでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 さっぱりわかりませんので質疑でやります。

これでおしまいにしたいと思うんだけども、大体、今、質問してることは、本当言うと、半年ぐらい前に基礎知識を含めてやりとりすべきものだと私は思います。だから、これからも単に地元の住民だけでなしに、全市民、さらに香美町、新温泉町の町民の皆さんにも最も密接に関連した作業が行われるわけでありますから、私はこの議会が形式的に議決すればよい、了解すればよいというようなものでないということをお願いして質問を終わります。

議長（谷口勝己） 以上で安治川敏明議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時25分。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

議長（谷口勝己） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次は、6番岡満夫議員。

岡 満夫議員 6番の豊岡市議会の岡でございます。久しぶりに本組合議会の質問の機会をいただきました。感謝申し上げたいと思います。

それでは、通告に基づきまして、広域ごみの汚泥処理施設整備の推進を中心にしまして、質問をさせていただきたいと思います。管理者初め当局の明快なる答弁を期待いたします。

質問の第1は、施設候補地、上郷地区対策でございます。今議会の管理者総括説明によりますと、ことし1月の地区総会で、11名から成る、仮称でございますが対策委員会が設置されたとのことでありますが、当局は、この委員会の位置づけをどのようにとらえておられるのか、まず、お尋ねをいたします。

また、今後、地元の交渉の切り口として、どのような考えを持っておられるのか、具体的にお伺いをいたしたいと思います。

質問の第2は、今後の事業推進計画についてであります。計画では、候補地における稼働年次を平成25年といたしておりますが、計画による稼働までの各実施項目のフローがどうなっているのか、具体的にお尋ねをいたします。

質問の第3は、新年度予算にも計上されております上郷地区における生活環境影響調査についてであります。さきの議員の質問にもございましたが、この調査は法に基づき実施されるものと思っておりますが、その根拠と目的、調査の範囲、調査の内容、期間、成果物の活用計画等、具体的にお答えをいただきたいと思っております。

質問の第4は、施設整備に係る事業費についてお伺いをいたします。これもさきの議員と若干重複いたすと思っておりますがお願いをいたすもんでございますが、説明によりますと焼却炉建設費については、1トン当たり5,200万円でございます。今回の基本計画による174トンといたしますと、焼

却炉だけで90億4,000万円程度となりますが、施設計画では、このほかに破碎施設、リサイクルセンター、最終処分場等が予定されております。そのほかにも用地費、造成費、またアクセス道路整備費等が予想されます。それらの全体事業費についてのお考えをお尋ねをいたします。

質問の第5に、管理者説明の焼却灰の外部委託についてお尋ねをいたします。まず、外部委託によるメリット、デメリット、先ほどもメリットは管理者から答弁があったようでございますが、デメリットについても、また外部委託先についての考え方をお尋ねをし、1回目の質問といたします。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 私からは、地元との関係に関するご質問にお答えをいたします。

上郷区で、1月に開催されました総会で、この問題に関しまして対策委員会、仮称でとお聞きいたしておりますが、設置が承認をされたというふうにお聞きをいたしております。先ほど安治川議員とのやりとりの中でもお答えをいたしました。基本的には上郷区の中の自治の問題として、この対策委員会をどういう位置づけにするのか、今後決定されると。そここのところに、やや、議論の余地があるというか、まだ議論の途上にあるというふうにご理解をいたしております。

ただ、検討委員会というものがなくなり、そして組長会に検討委員会の持っていた機能は一たんは移され、そしてその後、新たに対策委員会というものが設置をされましたので、私たちとしては、区の代表であります区長さんをまずは窓口にすることは当然でありますけれども、さらに突っ込んだやりとりについては、この対策委員会の方々やらせていただけるのではないかと、そういう期待をいたしておるところでございます。

それから、今後の切り口、交渉の切り口というご質問もいただきました。一つには、依然として、この施設に対する不安感あるいは懸念、こういったものが大変強く地元の側にございますので、この点については、引き続き粘り強く一つ一つご理解をいただくような努力をしたいと思っております。

さまざまなご懸念、ご心配、あるいは反対の中には、絶対に譲れないという部分も、あるいは人によってあるかもしれませんし、ひょっとしたら、こういう対策をとればその部分は解消するのではないですかといった、いわば余地のあるものもあるのではないかとお思いますので、それらも整理しながら、地元の方々の理解を得るような努力を引き続きしてまいりたいと思っております。

また、今回、環境影響調査の予算の方を提案させていただいておりますが、これはしてもいいという予算上のご了解をくださいということで議会に申し上げているだけでございまして、執行するかどうかについては、当然のことながら別個の判断が改めて要するものと考えております。

ただ、この環境影響調査を行います一つの大きな目的は、例えば空気が山から村の方にありてきている。そうだとすると、煙突から出てくるさまざまなものが個々の家に窓を伝って入ってくるのではないのか、例えばこういった懸念が非常に強く出ております。そうしますと、それでは実際、気流はどう動いているのかといったことを調べてお示しすることが必要なのではないのか。したがって、今の交渉の切り口ということにかかわるわけではございますが、客観的なデータの部分については、この環境影響調査をぜひ実施をさせていただいて、その結果をお示しすることの中

でご理解を得るような努力をしたいと、こう考えております。もちろん環境影響調査の理解をいただくということと建設合意とは、これはまた別問題でありますので、そこは私たちも誠実に切り分けて対応させてもらいたいと思っております。

それから、これまで言われた中でも、例えばダイオキシンというのはどういうものなのか、あるいはそれは環境や人体に対してどういう影響を与えるのかよくわからないと。したがって、専門家の意見を聞きたいといった声も地元からお聞きいたしておりますので、こういった専門家を招いて、公平な立場からの情報提供の場を、あるいは意見交換の場を設けさせていただくこと。それから、先進地もこれまで見ていただいておりますけれども、まだ見ていただいていない方もありますので、地元の理解が得られるのであれば、引き続き、現にあるものを見ていただき、イメージをつかんでいただくような努力もしたいと思っております。

さらに、先ほども安治川議員との議論の中で申し上げましたけれども、ごみ・汚泥処理施設という環境問題の中で、いわば最終の部分、しかし決して避けて通ることができない施設をお願いしているわけでありますから、それが立地する地域については環境の取り組みがもう最先端である、そのような地域としてできれば大変いいなと思っておりますので、この点について行政と地元とで力を合わせて絵をかき実現するような道を探ることはできないか、そういった働きかけを引き続き行ってまいりたい、このように考えているところでございます。

その他につきましてはそれぞれから答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） 私の方からは、お尋ねのありました今後の事業推進のスケジュール等についてお答えをいたします。

25年稼働ということで、昨年の12月に明言をさせていただいております。24年度中に施設をつくり上げるということでございます。この中間処理施設でございますけれども、建設には最低、やっぱり3年ぐらいは必要ではないかというような思いをしておりますし、さらに今、お願いをしようとしております上郷につきましては、進入路を含めて用地の造成ということが必要になってまいります。これにつきましては、最低2年近くはかかるのではないかと。一部施設の建設をラップさせるようなことも事実上は備わるかと思っておりますけれども、こういった非常に長期の時間を要するというところでございます。

それ以外には、DBOであるということになりますと事業者選定であるとか、その前段でさまざまな指標を定めてまいる作業も必要になってまいりますし、さらに法的な手続といたしましては、都市計画決定を定めてまいるなければならぬということですので、そして、何よりも地元のご同意をいただいて、用地のご無理を申し上げますと、これが一番大きな課題ということになると思っております。

したがって、環境影響調査もその中に入っているわけでございますけれども、もろもろ考えますと、非常に余裕があるとは申せない、むしろ厳しい状況下にあるというぐあいに思っております。

一日も早く地元のご理解を得ることが、まず我々の責務だ、このように思っております。以上です。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。



施設整備課参事（辻 忠幸） 生活環境影響調査についてお答えさせていただきます。

法の第9条の3ということで、廃棄物処理及び清掃に関する法律の先ほど申しました条例の中で、その施設が生活環境に十分配慮されたものとなるよう、廃棄物処理施設の設置届の際に、生活環境影響調査の添付が義務づけられているというふうになっております。

本組合としましては、この趣旨を十二分に踏まえ、昨年、上郷で開催されました説明会、また懇談会において、住民の方々から心配されている声が多く出されました。風向きによる排気ガスの問題、それから臭気の影響、ダイオキシンによる影響、収集運搬車両による影響等、環境問題等について出されて、それを客観的なデータに基づく説明とさせていただくためにも、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動または悪臭等について、生活環境影響調査を実施させていただく必要があるというふうを考えております。

調査に要する期間であります、気象や大気質の調査は1年間、通年調査を行います。また、騒音、振動等につきましては、調査の最適な時期を選択して現況調査を行いたいというふうに思いますが。その後の手続の問題ですけど、現況調査をもとに、施設が稼働した場合の予測、評価を行いまして、これを報告書として作成させていただきまして、この報告書を広く関係住民に告示、縦覧させていただきまして、意見を求めるというふうになっております。完了までの期間につきましては、約1年と数カ月が要するものではないかというふうに考えております。

本年の調査のスケジュールにつきましては、地元の皆様のご理解をいただきまして、平成18年度の秋に調査を始めさせていただきたいというふうに考えております。

次に、焼却灰とばいじん、外部委託の問題についてお答えさせていただきます。

管理者の答弁と重複したらおわびいたします。ごみ処理においては、ごみ排出抑制、再資源化、また焼却灰のスラグ化などによる資源化、最終処分場の削減が循環型社会形成の大きな目標となっております。焼却灰とばいじんの外部委託が可能になる場合、最終処分場の規模縮小などのメリットが考えられます。その可能性と是非について検討に入らせていただきたいと思いますというふうに考えております。

メリットとしましては、一つには、本組合においての溶融処理が不要となることから、まず施設整備費、維持管理費、運営費の削減が図られること。2つには、スラグについて、委託先においてその有効活用が図られるとともに、ばいじんの最終処分場も同様に委託先で行われること。これらに係る組合の負担が大きく軽減されることとなり、3つ目には、これらによりばいじんの埋め立てが不要となるということで、最終処分場での埋立量も少なくなるということでございます。量的に申しますと、今回作成しました基本計画の資料から申しますと、年間3,400トン立米の埋立量が委託することによって、40%減って2,000立米ぐらいになる。15年間では、約2万1,000立米の減量化になるというふうに考えております。

一方、外部に委託した場合の問題点としましては、長期にわたる委託でありますから、一般的には期間内に処理委託料の変更がある可能性があるという問題。もう一つは、長期間に契約継続について保証があるかどうかというふうなことが考えられます。これらの費用の縮減効果と処理委

託費、運搬費などの費用増加額との比較、さらには定性的な要素を加えて、委託の是非について判断していきたいというふうに考えております。委託先につきましては、兵庫県の環境クリエイトセンターを考えております。以上でございます。

議長（谷口勝己） 事業費の関係は、

管理者。

管理者（中貝宗治） 申しわけありませんでした。事業費についてでございます。

先ほども触れましたけれども、全体事業費を、当然、さまざまな不確定要素がございますので、いずれにしても概算でしかないわけですが、一つは、まず用地費が幾らかかるのか、造成費がどうかかるのか、それから進入路の建設にどのくらいかかるのか。その上で、この施設整備費がその上にかかってくるわけでありますが、今、議論いたしておりますように、焼却灰とばいじんの処理を外部に委託するのかわからないかによって、まず、焼却炉自体が約1割程度、事業費としては下がるか下がるかという要素が出てまいります。また、最終処分場の方の容量ということも当然のことながら変わってまいりますので、そういった点が、ある程度、明らかになりませんと、全体の事業費をお示しすることができません。現時点ではっきりいたしておりますのは、174トンと前提すると、大体相場が溶融固化をするという前提であります。5,200万円ですから、その174倍で、約90億円かかることとなります。それから、環境影響調査については、もう議案としてお示しをしておりますのでございます。

これ以外に、リサイクルセンター、これも現在、検討中でございますので、今まだ数字をお示しすることはできないという状況でございます。あるいは管理棟をどうするのか、こういったさまざまな要素が加えてまいります。それぞれに不確定要素がございます。ただ、議会なり市民の皆さんと、あるいは町民の皆さんとお話しするにしても、アバウトであつてもどのくらいの事業費かわからないということでは、いつまでもわからないということも確かにいい状況ではございませんので、今後できるだけ早く、その作業はしたいと思っております。

ただ、現在、溶融固化をするのかしないのかという検討に入っておりますが、この辺が結論が出ますが、早くても4月か5月ぐらい、場合によりますと、特に今、検討をいたしております環境クリエイトセンターの方の事業の進捗状況もございまして、さらにずれ込む可能性もございしますが、目標としては6月議会のときにはアバウトなものであったとしても、大体の概算事業費このぐらいですということをお示しをできるように努力をしたいと思っております。もし、溶融固化自体が作業がおくれたときには、ご容赦を賜りたいと思っております。

また、その際には、当然のことながら、特定の場所を念頭に置きませんと、仮定しませんと進入路も造成費も出ませんので、もしお示しするとすれば、仮に上郷の地域でやるとすればという、お示しになることもあわせてご理解を賜りたいと思っております。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 それぞれご答弁をいただきました。

こんなことを私が今さら申し上げるのはいかなげなもんかと思うんですが、廃棄物の処理及び清掃

に関する法律というのがございまして、いわゆる市町で出たごみは責任を持って市町でもっていい環境で処理をしなければならないと、こういうふうになっております。

先ほども議員の質問の中で、広域化がいつ承認されたのかなんとかというお話が出ておりましたが、私は、今のこの現状を考えると、今さらそんなことを言っとる場合かということをおは思います。1市2町で10万を超える住民の皆さん方の毎日出るごみを将来どうしてこれを処理していくのかということは、もう既に私は少し遅い、計画から見て、これだけの施設をこしらえていくには、まだこの時期にこんなことを協議やっているようじゃ、本当に25年の稼働ができるのかという、私はある面でいうと危機感を持っております。

平成16年の6月に、要するに豊岡市、当時は日高町の上郷ということが決定をいたしました。ちょうど私も旧の豊岡市の市議会の議長をやっておりましたので、その会議の席に出させていただいておりました。それからそうそうまだ日にちもたっていないわけですが、旧の豊岡市の現状を考えましても、今の岩井の枯木で最終処分場をお願いして、それが稼働し出したのが平成の12年ぐらいじゃなかったかというふうに思っております。覚書では、既に10年しかだめですよという覚書も入っておるという中で、こういう施設は3年や5年でできる施設ではない。少なくとも新しいものができた時点で、次のステップを考えるぐらいの余裕を持ってやらないと、こういう施設はできないもんだというふうに私は思っております。

そういう意味で、日高町の上郷の皆さん方に、ぜひお願いをしたいということで、何回かは管理者も行き、また当局の方の説明もしていただいておりますが、管理者もご存じのように、私もきのう、現地を見させていただきました。私よりお年寄りの方が鉢巻を締めて、処理場、絶対反対だと、プラカードを上げておられました。いや、本当に申しわけないなというような気持ちを私は持っておりますが、しかし、どこかで受けていただかなければ、これはどうにもならないという状況の中でございます。こういうことを言うと、そんなことをおまえ言うけど、そんなら何で上郷が受けないけんだというふうなおしかりもいただくかもわかりませんが。

管理者、そこで、今そういう地元での強い反対があるということも十分ご承知だろうというふうに思いますし、また、今の炉が平成25年ごろにはもう使えなくなるということも専門家の調査ではっきりしておると。そうすると、はっきり言うと、今から考えても七、八年しか、もう稼働まで時間がない。何とか上郷の皆さん方のご理解をいただかにかいかんという、こういう、どういたしますか、例えが悪いですが「前門の虎、後門の狼」というような例えをしちいかんでしょうけど、しかし、前には反対がある、後ろは平成25年の稼働はどうしても必要だという、こういう状況の中で、この問題を管理者としてどう進めていくべきなのか、基本的な考え方をまず教えてください。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、遅いのではないかと、大変なご心配をいただいております。それは私たちが努力が十分でなかったというふうに思ひまして、現在、これからさらに強い意欲を持ちながら、この事業を進めてまいりたいと思っております。

特に、精密機能検査によりまして、大体3つの施設が平成25年ごろには、ごろですから別に必ず

3月31日ということじゃございませんので、その多少の幅はあると思いますが、もう一つ、実は締め切りがございます。それは合併特例債を使える期限があるということでございます。

当初、例えば旧豊岡ですと、合併が17年の3月の予定でございましたので、合併特例債は合併した年と、そこからあと10年間ということですので26年とっておりましたが、4月1日になりましたので27年度まで合併特例債が可能であります。しかし、これをもし後ろへずれますと、合併特例債が使えないこととなります。合併特例債を使う場合と使えない場合との差を見てもみますと、実質、市民の負担が、一般財源の負担が15%違います。つまり約100億円の施設をつくる場合に、15%違えますと、市民・町民負担は15億円ふえてしまう、こういう状況でございます。例えば、豊岡市のことで大変恐縮ではありますが、財政見通しによりますと、平成18年度の予算で、市長が裁量的に使えるお金は、わずか5億円であります。それに貯金を崩せばふえるわけではありますが、年の年々の出と入りから見ると、約5億円しかない。それは19年度、20年度さらに悪化をしてマイナスになる、こういう見込みがなされています。恐らく他の2町も同様の傾向だろうと思います。

そういった中で、市民負担をお願いをし、さまざまなものを辛抱しという中で、後ろにずれることによって15億円も負担がふえてしまうという状況は、これは市民生活に対して大変大きなマイナスの要素をもたらすこととなりますので、そのこともあわせるときに、私として何としても計画どおり、この新しい施設を建設をさせていただきたいと、このように考えているところです。

他方で、議員も昨日、ご経験されましたような地元の方々のお気持ちがございます。これに対してどう取り組んでいくのかというご質問をいただきました。私自身は、対話と共感ということを自分自身の政治姿勢として、外に対して訴えてまいりました。対話をするということ、もちろん私たちは私たちの計画の、ある意味の正しさなり、あるいは安心だということを確認はしておりますけれども、しかし、そのことは必ずしも地元の方々に理解していただいているとは限りませんので、私たちも、朝から晩までこの仕事をしているわけではない方々にとって、さまざまなことがご不安である、あるいは心配である、不満であるということは、まずよくわかるという、その立場をとりたいと思います。

その上で、お互い対等なものとして対話を重ねることによって、もしそこで共感が生まれるとするならば、確かに100点ではないかもしれないけれども、お互いがお互いの立場は理解できるというところまで来て、共感ということが生まれるのであれば、先ほど来申し上げておりますように、環境創造モデルエリアとして先導的な取り組みをやるとうことのエネルギーにもつながるのではないのか、このように考えておまして、その姿勢を貫きながら、地元の方々と根を詰めてでも話し合いをさせていただきたい、このように考えているところです。

ただ、他方で、門限がございますので、行政内部でやらなければいけない作業というのは、これは当然に進めていく必要がございます。例えば事業費が一体どのくらいかかるのかとか、こういったことについては、上郷の方々が了解いただくかどうかは別として進めなければいけないこととございますので、それについても積極的に進めてまいりたいと思います。しばしば上郷の方々の了解も得ないで、行政内部の検討を進めるのはけしからんといったおしかりも受けることはございます

けれども、その点については、ぜひご理解を賜りたいと、このように思っているところでございます。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 管理者の気持ちはよく私は理解できると思うんです。

それで、人の嫌がる施設というのは、やはり汚い、危険な施設というのは、だれも手を受けて待たせてはおりません。病院を持っていきますわ、警察を持っていきますわ言やあ、まあまあ、近くに安心、安全なものが来るかなという意識があるかと思いますが、危ないものだとか汚いものというのは、どうしてもできたら私のところはこらえてほしいと言われるのが、私は人の気持ちとして当然じゃないのか。しかし、どうしても必要な施設であるから、何とかご理解をいただかにかいかなという、これが今、管理者が言われる十分な話し合いということになるかというふうに思います。と同時に、それが、安全で、さらに安心な施設ですよということを、また、そういう施設をつくっていくという姿勢と、そして、それを理解していただくという、これがなければ、私はこの問題はなかなか解決していかないんじゃないかというふうに思っております。

しかし、今までもこの問題が話題になっておりますが、私は多くの候補地を選定して、最終的ないろいろな要件、ハードルをクリアしたこの日高町上郷地区というのは、候補地として今さら後に引けない候補地だという考え方を私はいたしておりますが、管理者はそれについてどうお考えでございましょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、汚い、危険な施設とおっしゃったのは、汚い、危険というふうなイメージを通常持っておられる施設という、こういうご趣旨だろうと思います。私たちは、そういうイメージがあるということは承知いたしておりますけれども、危険なものではないというふうに思っておりますし、それから、清潔さということについても、細心の注意を行っている施設でございますので、その点については今後とも理解をいただくような努力をしたいと思っております。また、そのためにも、最先端の施設を見ていただいて、実感をいただくということが大変大切なんじゃないかと、このように思っております。

そして、その候補地についてどうかというご質問もいただきました。今、私たちは地元の方々の理解をいただき、合意をいただけるような努力をいたしております。私の姿勢としては、とにかくとことんいただけるように話し合いをさせていただく。その姿勢においては不退転の決意である、このようにご理解を賜ればと思います。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 12月の議会でもございましたが、同僚の議員から、豊岡市議会でもございますが、いわゆる上郷地区での事業推進については見切り発車はしないんだと、こういうようなことを述べたというふうに言われておりますが、この真意は管理者、市長でございますが、いわゆる100%の合意がなければ絶対事業進捗をしないということを約束されたものなのかどうか、もう一度お聞きいたしておきます。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 私がそのときに申し上げましたのは、地元の合意をなしに事業を進めることはないということでございます。その地元の合意とは何かということについては、これは、まだそのこと自体を地元の方々と議論する必要がある、こういったことを申し上げたつもりでございます。

例えばということで、そのときに幾つかの選択肢を申し上げたんですが、あり得ないことだと思いますけども、区長さんに任せるわというふうに、仮に上郷になったとすると、区長さんのイエスかノーかが合意かどうかということでありまして、あり得ないことだと思います。いやいや、投票するんだということがあるかもしれません。あるいは区の中で、まあまあ、大体かなというようなことでええよというふうになるのか、大体どうもあかんわとなるのか、つまり合意をいただいたということ自体を何でもって判断するのか、そのこと自体が、実は大きな課題でありまして、それは事態の推移を見ながら適切な判断をしてみたい、あるいはそのこと自体を地元の方々とも十分話をしながら進めたいということで、例えばお1人、私は反対だと言われたらやらないということを上げたわけではございません。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 わかりました。

大変難しい問題を、ある面でいえば上郷の地区の皆さん方をお願いをしていかにやいかんというふうに私も思っております。

これは、いわゆる組合だけがお願いをするということじゃなくって、我々構成市町の議会としても、何とか理解をしていただけるように努力をしていかなければいけないというふうに私は考えております。特に議員たるもの、このごみの問題を避けて通ることはできません。住民の方が、わしは反対だ、わしは賛成だと言われるのは、それは住民の皆さん方にとっての意思でございます。しかし、我々議員というものは、住民の生活に最終的な責任を持った行動をせならんというふうに私は思っております。何の代替案もなしに、反対だ、賛成だと言うのは、私は厳に慎まなければならないというふうに思っております。

今後の事業進捗計画についてお尋ねをいたします。

資料をいただきました。先ほどから申し上げておりますように、稼働が平成25年には稼働させたんだという計画になっておりまして、各作業項目のフローもいただいたところでございます。

助役ね、これ本当に25年稼働可能なんですか。このいただいたスケジュール表だけで考えて、本当に可能だと考えておられるんですか。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） 先ほども申し上げましたけれども、25年まで7年ということですよ。7年もあると考えるのか、7年しかないというのか、我々は7年しかないというのが実は実感でございまして、ここに予定しております建設期間をいかに短縮していくかということが一つ大きなポイントかと思っております。

議長（谷口勝己） 暫時休憩いたします。再開は午後1時5分。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時05分

議長（谷口勝己） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

6 番岡議員。

岡 満夫議員 ちょっと水入りになりまして、どこまで行ったのかなと思って今見ておりました。

事業計画の推進について、助役さんからご答弁をいただきました。この中で、都市計画決定について若干お尋ねをいたしたいと思いますが、このいただいた資料のフローでは、都計を打つのが18年の後半から19年度の後半にかけてというようなことでいただいております。これは、いわゆるこのスケジュールはあくまでも現時点での案だということでございますので、決して矢印の先までこだわるつもりは全くございません。ただ、この都計の決定というのは、いわゆる法的にこれからこういうふうなものをつくっていくという、大変重要な作業だというふうに私はとらえております。この都計を打つ時期というのは、本事業の場合は、どの作業の時点で、この都計を進めていくのかということについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） お尋ねの都市計画決定のスケジュールの部分ですけども、表でお示しをしていますように、生活環境調査と並行したような形で線を引かせていただいております。これは、都市計画決定といいますのは、今回は豊岡市並びに構成市町の関係になるうかと思えますけれども、事前に、例えば砂防河川であるとか、屋敷境界であるとかという、公有水面であるとかというふうな管理者との事前の協議が必要となります。それら関係機関との調整と、また生活環境影響調査による予測、評価におきまして、その結果に基づく土地計画決定権者の見解というふうな部分もありまして、最終的には生活環境影響調査が終わった段階で、それらの案件について上程していくというふうなスケジュールになるうかと思えます。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 おっしゃることは理解できます。いわゆる本当にこの場所が、この事業を推進していくに適した場所かどうかというのは、それはあくまでもやはり環境影響調査の結果を見ないと事業の推進というのは、これは不可能でございますので、まず、それは大事だろうというふうに思うんですが、ただ、都計というのは、例えば完全に用地が買収できたから都計を打つよというもんじゃなくて、事業の一つの方向性が決まった時点で、都市計画決定を打っていくということからすると、今、参事がおっしゃったように、最低限、その環境調査の結果が出てからということですが、例えば、一番心配しておりますのは、用地の取得がどの程度ということも若干関係してくるのではないかなというような感じも、私は素人ですのでその辺のことはよくわからないんですけど、そこらあたりの状況によって、例えばおくれたり早くなったりということがあるのかどうか、このあたり再度お聞かせください。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 都市計画決定における用地地権者との関係でございますけども、少な

くとも都市計画決定と用地買収が済んでるか済んでないかというふうな部分での関係はございません。ただ、都市計画決定を行うに際しましては、その周辺の建設に対する同意、不同意、そういうふうな地元の意向がどのようになっているかというふうな意見を求められます。また、都市計画案に対して意見書の提出というふうなこともございますので、それらの要件が加味されながら都市計画が決定されていくというふうなことだろうと思います。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 わかりました。

環境影響調査について、二、三お尋ねをいたしておきたいと思います。

まず、先ほどご答弁をいただきましたが、目的とか調査内容も、さっきの安治川議員でありませんが、私も同じもんをいただいておりますので、一応、読ませていただきましたが、今回のこの環境影響調査でございますが、面積はどの範囲を予定しておられるのか、それをお尋ねいたしたいと思います。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 一番大きな問題は、大気汚染ということが考えられます。これは、また地元の方々も協議させていただく形になると思いますけど、資料の中につけておりますように、煙突高等、それから処理規模、これによりまして環境の影響評価をするのが5キロ前後というふうに書かれております。こちら辺が一応の線かなというふうに考えております。またこれについては、いろいろと今後地元の方とも協議させていただいて決めさせていただきなきゃいけない問題だと思っております。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 私は、本当、素人でよくわからんですが、このいただいた資料を見ますと、環境影響調査はあくまでも、例えば現時点での調査を把握して、そして例えばこの施設ができたときには、どういうふうな状況になるかという、この予測というのがあるわけですね。例えばおいの関係。今何もないわけですから、臭気がどの程度あるのかどうかは、それははかれるけど、現実に施設ができたときにどれだけの臭気があるのか、どれだけの、例えば車が通って騒音が出るのか、それから大気にどんなに変化があるのかというのは、はっきり言ったら施設ができてないのに、現時点で、私はわかりっこないように思うんです。それをどういうふうにして予測するのかという、その施設ができたときの環境。これはほとんどの人が、現状はわかっても施設ができた後の状況がどんな環境になるのかというのは、これあくまでも予測であり、それがもとにして評価というものが出てくるというふう思うんですが、そこらあたりの作業がどうなるのか、ちょっと教えてください。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 予測につきましては、議員さんがおっしゃいましたように現況ではかることができます。できた場合、まだできてないのにどういうふうな予測、評価するかということになりますと、悪臭の例から申しますと、同じような炉の規模のどこ、例えば同じ処理方式で同じ規



模のところの実例を測定させていただいて、それを現況の資料に基づいて評価するというふうに聞いております。以上です。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 それは、そうなると、一つの参考例というふうになってしまって、果たしてその後の評価というところに、本当に信憑性が出るのかどうかという、若干その辺の心配があるんですが、そういうことしか、現に物が建ってないわけですから仕方がないと言や仕方がないかもわかりませんが、先ほども管理者も言うておられるように不安の払拭ということは、これは大変大事なことでございまして、その評価の制度たるものが、本当に信頼できるのかどうかという素朴な疑問があるわけですが、これはそれしかしゃあないがなということなのか、いやいや、それはもう出た評価は、ほとんど現実的に物ができたときに変わらないんだという、きちっとした後ろ盾というんか、根拠があるんだというふうに言われるのでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 信憑性の問題を言われますと、とり方によると思うんですけど、一応、調査方法、手法につきましては、廃棄物処理生活影響調査指針に基づいて行わせていただく、これ全国的に同じ手法でやられるというふうに解釈しております。以上でございます。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 管理者ね、先ほどから管理者の答弁にもありましたけど、この環境影響調査を何としてもさせていただかないと、本当に地元の人たちが不安に思い、危ないなというような感覚を払拭できないというふうに私、思うんです。それには、まず、やはり調査をさせていただく。それには現地に入らせていただくということが、一番大事なように私は思っております。

きのうの陳情書の参考人招致の中では、到底そういうことは許しがたいんだよというようなお話も出ておりました。そうなると、食べる前から全くだめだというふうになってしまって、それ以上、暗礁に乗り上げてしまうのかなというふうに、私も本当に懸念をいたしております。

地元交渉については、先ほども管理者からも決意もお聞かせいただいたんですけど、まず、これ第一歩というふうに思っておりますが、ことしの秋からこの影響調査をやりたいという予定になって、予算も現に提案されておるわけなんで、この評価、環境調査に入らせていただくための管理者及び当局としての、こういうことで少し難しいかもわからないので早目をお願いしたいというような予定だとか、考え方があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 環境影響調査そのものにつきましても、まだ地元の側に説明をさせていただいているわけではございません。予算案という形で出たということで、地元の方々も初めてお知りになった、議会の皆さんもそうだろうと思います。

したがいまして、予算の可決をいただかないことには、実際の作業に入ることはできないんですが、地元の側の委員会が立ち上がりましたら、そこを中心に、このごみ・汚泥処理施設のこと全般についてのご議論をいただくということでございますので、そのご議論いただくことの一つとして、

環境影響調査の実施についてもお願いをしたいと、このように考えているところです。

現時点では、まだ、そもそもこれはこういう性格のもので、こういう内容のものをして、それがどういう意味を持つのかといった話し合い自体をまだやっておりませんので、これからのスタートであると、このように考えております。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 事業費について若干お尋ねをいたしたいと思います。

先ほど管理者の方からもございまして、6月ぐらいの定例議会には大ざっぱなものも示したいんだと、こういうことでもございました。特に合併特例債を使っていきたいということもご答弁いただいております、我々からしますと、我々というよりも市民、それから町民からしても、できるだけ有利な一つの資金調達でもって事業を推進してほしいというのが、これはもうだれも同じ考えだというふうに思っております。

ぜひ、遅滞なく進めていただきたいなというふうに思っておりますが、実は、昨年12月に組合規約の変更に係る参考資料というのをいただきました。これは先ほどから出ておりましたが、各市町が単独で焼却炉を持った場合、それから広域で1市2町でやった場合、これだけプラスになりますよという、そういう資料でございます。

それで、その当時いただいたのは、全体で190トンの広域の炉でやると、約98億8,000万円かかりますよということでございまして、トン当たりになりますと5,200万円、これはもう先ほどご答弁いただいたとおりでございます。

ところが、例えば既に建設費で豊岡、香美町、新温泉町の例が載っておりますが、豊岡市の場合は、トン当たり5,240万円、それから香美町は8,010万円ですか、それから新温泉町も8,010万円。ところが、統合施設でやると5,200万円、トン当たり。これは公設公営の例でPFI調査のデータによると、こういうことで書いてございます。

ちょっとお尋ねしたいのは、今回、予定されておりますのは、公設民営ということで考えておるわけですが、そこらあたりのことを考慮した場合でも、このトン当たり5,200万円というのは変わらないのでしょうか。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 5,200万円の単価にございましては、公設公営でした場合に何ぼかかるかということで、各実績をもとにして出したデータを、出しました数字が出てきてます。当然、公設民営ということになりますと、下がる可能性というのはあると思います、今の段階で。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 いや、私がちょっと聞きたいのは、香美町や新温泉町で8,010万円、トン当たりかかるとるもんが、豊岡市でも5,240万円ですが、これを広域にした場合5,200万円というのは、特に旧豊岡市の場合のはあんまり変わらんわけですが、新温泉町、香美町の場合、随分変わってくると、これだけの差というのは何が要因しとるんかということを知りたいんです。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） これにつきまして、実例をもとにしてデータを、実例をもとにしておりまして、結果的に今おっしゃいました8,000万円ぐらいの金額になっています。これは40トン炉ということで、190トンと40トン炉の差ということで、スケールメリットというんですか、同じ処理をするに当たりまして、小さくなるとそれだけ割高になってくるという実績が出てくるということでございます。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 そう言われりゃそういうもんかいなと、私は思うわけでございますが、先ほど管理者の方から、いずれ、近々事業費については、今も申し上げましたようにお示しをしたいということでございますので、別に今どうしてもということでは考えておりませんが、この表をいただいたのていいますと、単独でやると73億3,600万円、豊岡市の場合かかるというふうに書いてありますが、これはあくまでも炉の価格ということでの計算という、こういうことでよろしいんですか。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） そのときの資料としましては、今おっしゃいました炉の単価、それと運営費、それらを加味して出したものでございます。

議長（谷口勝己） 6 番岡議員。

岡 満夫議員 わかりました。

それでは、焼却灰の外部委託についてお考えを、ご答弁をいただきました。平成30年の最終処分量は溶融飛灰の外部委託によって1,147トンが埋設不要になるということで、平成15年の78.2%減の1,837トンが最終処分に回される計算になるんだと、これは基本計画でそううたわれております。

これは、先ほどもいいところを述べていただいたわけですが、お聞きしたいのは、この外部委託によって最終処分場は、当然、処分量は少なくなるということでございますが、これから最終処分場の面積、それから場所等についても、当然、考えていかれるわけですが、この溶融、いわゆるスラグ化することによって、この最終処分場のあり方、ありようというのは、当然、その埋設する量が減るということはわかるとるんですが、最終処分場のあり方という根本的なところで変わってくるということなんでしょうか、基本的な考え方。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） あり方という定性的なものに関していいますと、基本的には変わりません。焼却灰であるとか、あるいは飛灰を、ばいじんを溶融固化をして、それをどっか埋めるという、それもこの北但に埋めるというのが、今現在の計画ですが、その部分が必要なくなりますので、といっても残りはあるわけですから、それをどっかに埋め立てをしなければいけないという意味では同じでございます。

ただ、その最終処分場に埋め立てなければいけないものの性質が、焼却灰や、あるいはばいじんについての部分は、これは外部に出ることになりますから、地元の中で埋め立てをしなければいけない、そのものの質が、先ほど申し上げましたように陶器類とかガラス類とか、あるいは清掃土砂といった、極めて安定したものだけになる、このことがまず出てまいります。それから、量的に相

当減ってまいりますので、新たにつくる必要があるのかわからないか、あるいは仮につくる場合に、新しく付加しなければいけない量はどの程度まで圧縮できるのか、そこが大きな課題になってまいります。

そういうことでございますので、今後、まず溶融固化をするのかしないのかということ、まず結論を出して、仮に溶融固化をするとした場合には、今言ったような資産、最終処分場の付加は相当下がってまいりますから、では、それを具体的にどこで処理をしていくのかという検討に入ることになると思います。

議長（谷口勝己） 6番岡議員。

岡 満夫議員 ありがとうございます。これで終わります。

議長（谷口勝己） 以上で岡満夫議員に対する答弁は終わりました。

次は、5番梅谷光太郎議員。

梅谷光太郎議員 豊岡市議会の梅谷でございます。

昨日は、大変好天の中、午前中、建設予定地を見学いたしました。それと関連施設も見させていただき、午後には陳情をお出しいただいた方々と、その陳情の中身について、あらかじめ私ども議会の方で質問をさせていただき、その質問にお答えいただくということで、午前、午後とも大変有意義な時間を持たせていただきましたことを感謝申し上げたいと思います。

ベテランの議員の方に続いて、最後しんがりに新米の私が質問をするわけで、ちょっと心もとのうございますけどもお許しをいただきたいと思います。

私は、通告にもございますように、ごみ・汚泥処理施設建設における地元合意の形成について、平たく言いますと信頼関係の形成についてということをお伺いしたいと思っております。

公共の施設をつくり出すときには、地権者はもちろんですが、その周辺の住民の方々に対しても事前に十分に説明をして、その理解を得て、良好な関係を、つまり信頼関係を維持すること。特に施設の建設を進める側は心すべきことだというふうに考えております。このことは、皆様方も重々ご承知のことだと考えております。

私のほんのささやかな経験でございますけども、少しお話しさせてください。私は、4年前に市内に痴呆性高齢者のグループホームという、福祉の関係ですが施設を設立させていただきました。そのときに、一応、責任者としてかかわるという経験をさせていただきました。このグループホームというのは、ちよくちよく最近お耳になさっているかと思っております。痴呆症の出た老人の方を24時間365日お世話をするという、非常に欧米などでも評価が高くて、ご家族の皆様方も安心して預けられる、そういう施設であるわけなので、私としましても、その仲間と一緒に、もう自信たっぷりに進めようということでお話をいたしました。

ところが、その施設予定地の隣近所の皆様方にしてみれば、私どもが余り自信たっぷりに進めておったのがあだになったんでしょうか。はるかに私どもの予想を上回るご心配をなさっていたのです。私どもの自信過剰から来る、そういった説明の不十分というところがそういうことになったんでしょうが、隣近所の皆様方の心配というのが、例えば徘徊者が出たらどうするのか、痴呆性のお

年寄りの施設ですから。救急車が夜中、明け方来るような事態になったらどうするんか、避けてほしい、火の用心の対策はどうしてくれるのか、24時間型の施設でしたので、泊まりの宿直というのを8人の老人の入居者に対して1名という形で計画をしておりましたが、1名の泊まりでは少ないん違うか、非常に、まだまだたくさん厳しいご意見やら疑問をちょうだいいたしました。伺ってみますと、それぞれ一々もっともな疑問ばかりでございました。都合わずか3回でしたけれども、地元説明会というのを持ちまして、その疑問、質問の一つ一つすべてにお答えをし、納得をしていただくように努力をいたしました。

その結果、地域の皆さんは、もう最後は、自分にぼけが出たら優先的に先に入れてくれいや、このようにおっしゃっていただくぐらいの関係ができたということで、やれやれと胸をなでおろして施設の建設再開に向かったわけでございます。

その後、地区の皆さんに了解をいただいた後も、皆様方になじんでいただくよう、信頼関係を強めていただくように、現場にしばらくの間ですが常駐をしてごあいさつなんかもさせていただいたり、あるいはご近所の子供さん方にちょこちょこっと宿題や勉強を教えるといったようなことまでして、何とかその施設の成功を隣近所の皆さんにわかっていただくというふうなものをいたしました。

振り返りまして、このたびのこの廃棄物処理施設でございます。私どものこのちっぽけな福祉施設とはとても比べようがないんですけども、基本といたしましては、やはり地域の皆様方と、それからそれをつくろうという私ども、我々との信頼関係の構築というのは、やっぱりとても大切なものだというふうに思います。皆様方もぜひ思っていたきたいと思っております。

そこで、通告にございますように3点ご質問をしたいと思っております。

まず第1に、地元地区への説明ですとか交渉ということについてのお伺いでございます。

これは候補地が一本化されたというのが、一昨年、平成16年の6月1日というふうにお伺いしておりますが、その前、あるいはそれ以降でも結構でございますから、どのような姿勢で、管理者あるいは当局の皆様、地元への説明会あるいは交渉の場をお持ちになったのか、どのような姿勢でお持ちになったのか、まずこの点をお伺いいたします。

それから、2点目に、その地元地区へのたび重なる交渉があったやに聞いておりますが、これは一昨年16年の6月1日以降で結構でございますから、できましたら回数ですとか、時期ですとか、内容ですとか、対応者等々と簡単に結構でございますから、具体的な交渉についてご報告いただければ幸いです。

それから3点目、こういった地元地区とのたび重なる交渉をなさってきて、地元の皆さん方に対して、当局として十分誠意が尽くされたかどうか、その辺を事務局として自己評価といったようなものをお願いできたらと思います。

管理者あるいは当局は、地元の方々と十分な信頼関係を確立し得ることができたかどうかという点につきましても、お触れいただければ幸いです。

以上、3点につきまして第1の質問といたします。よろしくお伺いいたします。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 梅谷議員の貴重なご経験をお聞かせいただきまして、岡議員だったと思いますが、たしか対話と共感が私の姿勢だということをご質問の中でお答えをいたしました。これを基本姿勢として、私としては地元対応してまいったつもりですし、これからも進めていくつもりです。ただ、私自身が直接に住民の方々と、全住民の方々を対象に、もちろん来られない方もあったんですけれども、そういう枠組みのもとで直接対応をしましたのは、昨年の12月11日の1回だけでございます。それから、昨年の夏に、当時ありました検討委員会の皆様方との意見交換会に直接出向いた、このことを含めてまだ2回でございます。したがって、姿勢として私たちは信頼をいただくような努力をしてきたつもりではございますけれども、まだそういった信頼関係は十分築けているというふうには認識をいたしておりません。

相当、さまざまなやりとりもございましたし、それから私自身が責任者として地元の方々へお話をしたいというのはかなり早い時期から申し入れをいたしておりましたけれども、地区の中での手順等についてのさまざまなご意見もあり、なかなか頻繁にというわけにはいかなかったということもございます。その意味では、まだまだ入り口のところに立っているというのが、私たちの認識でございます。

しかしながら、とにかく話し合いを徹底して、お互いの言っていることを賛成するか反対するかは別として、まず理解をする。私たちも地元の方々の不安であるとか、心配を理解をする、それに対してどういう対応ができるのかを一生懸命考えて説明をする。こういう事柄の中から、ぜひ共感を得るような形で結論を得たい、このように考えているところでございます。

また、これまで上郷の方々の対応を拝見いたしておりましたが、賛否は別として、一応、聞く耳は持っていただいている。もう何が何でも発言させない、マイクは持たせないといったことではなくって、少なくとも言っていることには耳を傾けようと、こういう姿勢でいただいていることを大変ありがたく思っておりまして、このような関係は大切にしながら、お互いの心が通い合うような方向に私としてはぜひ持ってまいりたい、このように考えているところでございます。

その他につきましては担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） 私の方からは、具体的な回数なり内容というようなことでございます。

その前に、今、管理者の方からもございましたけれども、私自身の思いといたしましては、たしか6月の1日に、この推進協という中で絞り込みの承認というようなことがなされまして、その場で誠意を持って地元の方に理解を得るように努力すると、こういうことがはっきりその場で確認をされました。そういうことを、私は基本的に、やはり誠意を持ってということを中心に、この地元の皆さんに当たってきたつもりでございますし、今後もそのつもりで当たってまいりたいと、こういうぐあいに思っております。

公式的に皆さんと話し合いをしたり会議を持たせていただいたという回数につきましては、全区

民を対象といたしました説明会、懇談会ということで、各1回でございます。それから隣保ごとの説明会が7回ございました。さらに検討委員会なり組長会を対象といたしました懇談を4回実施をいたしております。これ以外にも、検討委員会でありますとか、その中につくられました幹事会でありますとかというようなことで協議をしたり説明を加えさせていただいたこともあったと思っております。

自己反省といいますが、その中でどういうぐあいにとらまえておるのかということですが、まだまだやはり十分な信頼といいますが、そういうことには至っておりませんし、説明につきましても、全般的な説明は一通りはいたしましたけれども、やはり皆さんの関心が、なぜ上郷に絞り込まれたのかと、ここに非常に集中をしております。したがって、いろんな懇談の中で心配事なり質問等も、それ以外の部分で出てまいっておりますけれども、それに対して十分な説明はまだまだできていないということで、管理者が申し上げましたように、まだ入り口の段階であると、こういうぐあいになっております。

議長（谷口勝己） 5番梅谷議員。

梅谷光太郎議員 梅谷です。さきに、この質問する前に、資料の要求をいたしました。その資料をいただいて、私なりに、今、助役さんがちょっと回数とかおっしゃったんですけども、少し私の方からも数字を上げて、再び質問したいと思います。

一昨年(平成16年)の5月29日から昨年(平成17年)の12月11日までということで、広域ごみ・汚泥処理施設の建設に係る地元時系列経過ということで資料をいただきました。中に地元の方だけの会合等も入っておりましたので、改めてお聞きをして、この1年と7カ月の間に、地元の方と、それから当局とで顔合わせをなさって、名目は先ほどおっしゃいました上郷区検討委員会、あるいは地元説明会、そして上郷区組長会ですか、それから一緒に施設の見学なんかもなさってるということもカウントいたしまして、合計27回、当局と地元の方は、公式な形で協議とか見学会とかをなさっております、27回。そのうち土曜日、日曜日、祝日に開催なされたのは18回ございました。土曜日、日曜日、祝日に行われたのが18回。それから、夜の会合、会議というのが19回ございました。あと、最後は出席者なんですけれども、助役が出席なされた会合は27回のうち21回ありました。それから、先ほど管理者が2回とおっしゃったですが、一昨年の5月末から4回出席なさってるというふうに、この表からは読み取れました。やっぱり当局としましては、少し地元説明会とか上郷区の組長会ということで、時期を詰めて毎週のようにお会いになっているという時期があったりするものですか、まばらになってるかなという気は少しいたしますけれども、内容はちょっと置いて、回数的にはかなり意を尽くして当たっていらっしゃるなというふうには思いました。

強いて申し上げるならば、管理者が大変忙しいと思いますけども、もうあと何回か、地元に出向かれて、地元の方といろいろお話しなされたら、もっと強烈な反対運動というのは、まだ少し変わったものになってたかなと思ったりもいたしますが、これは過去のこと。それから、これから将来のことに向けて、やっぱり引き続き、この信頼関係というのを強くしていただきたいと思っております。どうか、この辺の、これからの、将来の地元の方々との折衝、交渉、協議等で信頼関係を

高めていていただきたいということにつきまして、どうか一言ご答弁をお願いできたらと思います。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） ぜひそうしたいと思っております。

私自身も、実はもっと頻繁に地元の側に伺わさせていただきたいということをおもっておりましたが、なかなか重たい存在ということもございまして、まだ、いきなり市長や管理者が来る前に、少しやりとりをしたいんだといった地元側のご要望もあったりして、今のような回数になっております。

ただ、私といたしましては、最高責任者でございますので、自分自身の姿勢のことも含めて、できるだけ直接地元の方々に接しさせていただきたい、私の考えを聞いていただきたい、あるいは皆さんのお考えをお聞かせいただきたいという思いを持っておりますので、今後できるだけ住民の方々の直接対応をふやしていきたいと、このように考えているところでございます。

先ほど梅谷議員がご自身の経験の中でお述べになりましたように、とにかくキャッチボールをするということの中で信頼というのは生まれてくるんだろうと。賛成、反対かという理性的な判断の分は抜きにして、少なくともこいつはうそは言っていないよだということは、まず、ご信頼をいただきますと前に進みませんので、その努力をぜひしてまいりたいと思っております。

議長（谷口勝己） 5番梅谷議員。

梅谷光太郎議員 5番梅谷です。将来的に地元との信頼関係につきまして、今おっしゃったようなことを引き続き継続して、管理者も当局もお進めいただきたいと思えます。

もう一つ、将来的なことということでお伺いしたいことがございます。

それは仮に、万が一、この上郷地区に処理場の位置が決定し、いろんな工事等が進められたと仮定いたしまして、万が一に事故が起こったような場合、あるいは有害な物質が出た、これは昨日の陳情審査の場でも、以前の陳情書にも出ておったんですけども、そういった地元としてある程度ごもっともな疑問なりご意見なりが出ておったように思うんですが、そういった疑問やご意見に対して、例えば事故が起きた場合、有害な物質が出た、それが農作物に影響を及ぼしたといったようなときに、もちろん十分慎重な、あるいは迅速な調査というのは必要だろうと思う。その調査についてオープンにして、地元の方々に知らせる、あるいは仮に起こったとして、その対策をきちっと地元の方に対して、農作物を買い取るというようなことまでなかなかいきにくいのかもしれません。例えばそういった形で、とにかく地元の方々にご負担をおかけしない、そういうことを今の時点で約束をして安心をしていただく、信頼関係をますます強くしていくと。仮定の話ですから即答なすりにくいかもしれませんが、そういった形で事故のとき、有害な物質等が出て、ちょっとした混乱に陥ったときなんかに対する対策、対応として、地元の方々に対して、どういった約束なり対応なりができるのかどうか、その辺のところをちょっと伺ってみたいと思えます。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、情報公開は、これは徹底して行いたいと思っております。何かふぐあい



が起きたときということはもちろんでありますけれども、実際に施設をつくって管理いたしますと、やはり定期的に当然、環境のモニタリングもやりますので、そういった情報を地元の側にお示しをし、このように基準値以下ですとか、あるいは仮に近くまで来るとしたらこういうことですよといった情報はきちっとお出しをしながら、よきコミュニティーの一員として受け入れていただくような努力をしたいと考えております。

また、大きな事故等はもちろん起こらないように、安全の確保ということについては徹底しますし、その技術について信頼をいたしておりますけれども、そもそも一般論として、市が、あるいは町が、あるいは北但行政事務組合が設置した施設が第三者に対して被害を及ぼしたり迷惑をかけた場合に、それに対して補償し、あるいは対策をとるというのは、これはもう当然のことでございます。したがって、そのことについては、別にこの施設に限らず、行政側の姿勢として当然のものと、このように考えております。

議長（谷口勝己） 5番梅谷議員。

梅谷光太郎議員 5番梅谷です。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど午前中の岡議員との質疑の中で、管理者は、強い意欲を持って事業の推進に当たるというふうにおっしゃいました。この事業の推進というのは、地元の方々のいろいろな折衝事、対話といったようなことについても、ぜひ積極的に強い意欲を持って進めていただきたいというふうに思います。

一つだけ、昨日の逸話をご披露いたしますと、我々が午前中、現場を見ておりましたら、地元のおばあちゃんが、もうあんた来んでもええわって、笑いながらおっしゃった。もう何遍も来んでもええという意味らしいんです。そういう関係というのが、地元の方の中にも、そういう気持ちというか、絶対にだめだとかいうんじゃないで、本当に何遍も何遍も来てくれて済まんのかという意味で、もう来んでもええわ、あんたはというふうなおっしゃり方をどうもなさったようでして……。違いますか。すごいお年寄りの方がそんなふうにおっしゃったのを、ちょっと耳にしましたので、間違いだったらごめんなさい。

それでも、とにかく私は、最後に、信頼関係をとにかく高めていくということをお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

議長（谷口勝己） 以上で梅谷光太郎議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

暫時休憩いたします。再開は2時5分。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時05分

議長（谷口勝己） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

第1号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

第2号議案北但行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について、質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 二、三お尋ねします。

まず、第3条関係であります。任命権者が報告をしなければならないことを定めている条項がありますが、その中で、職員の分限懲戒、サービスの状況、勤務成績の評定の状況、あるいは競争試験及び選考の状況、その他管理者が必要と認める事項などが並んでおります。これは同時に5条で公表するということになっておりますが、このことのうち、公表の中身が職員の一身上の問題やプライバシーにわたることがあると思いますから、規則その他を制定してあるのであれば、その中身を報告をしていただきたいと思っております。

さらに、第7条において、公表の方法を定めておりますが、ここでは公告式による、あるいはインターネットを利用して閲覧に供すると、こうなっております。これは最低限のことであるのか、公告式で、あるいはインターネットで公表する内容がさらに一般市民に広く周知できるような方法を考えられているのかどうか、これも規則その他考えられているのであればご報告願いたい。

議長(谷口勝己) 答弁願います。

総務課長。

総務課長(瀬崎 彊) 3条と報告と公表、第6条の関係でございます。

おっしゃいますとおりに、報告をされました内容によれば、職員の一身上の部分が出てまいろうかと思っておりますが、規則は定めておりませんが、第6条で、その概要、ここ報告を取りまとめというような表現がございます。したがって、その中でプライバシーには配慮をしたような取りまとめ方、公表の仕方をしてまいりつものでございます。

それから、公表の方法につきましては、これにつきましては最低限これをするということでございます。私どもの組合の職員といいますのは、プロパーの職員が実はおりません。したがって、こういう条例は持ちますけれども、現実にはなかなか公表の内容の部分が少ないでございます。制度をお知らせをするというようなことにとどまる例が多いかと思っております。

したがって、広くこの1市2町の住民の皆様にお知らせをするというような、例えば広報を使うとか、そこまでは考えておりませんが、お申し出の件があれば、その場で見ただけ、縦覧を

していただくと、こういうようなことは当然考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 最近、公務員の服務規律、あるいはまた行革で公務員に対する不当な風当たりもあります。両方ありますから、私はこういうことを形式的に決めるということだけでなしに、実質的に市民に明快な方法をしっかり定めるといふことが必要。今プロパーの職員がいるかないかといふことは問題ではありません。これは事業の広がりによっては、専任の採用を必要とするという場合もあり得ると思ふんですね。そうでなかったら、こんなもん決める必要がないわけでありまして、市町の条例があればよろしいということでもありますから、私は、決めるからにはきちんとやっておかないといけないと。それが1点であります。

ですから、取りまとめの条項があるから、プライバシーに配慮するというけれども、これをこのまま読めば、もし仮にこれに基づく監査請求が出たという場合に、勤務評定の状況について、きちんと知らせろというふうなことになった場合、どうするかということが起きると思ふですね。

それから、また競争試験についても、住民の関心は極めて高い、不正があるのではないか、あるいはまた縁故採用があるのではないかというのがありますから。これ厳密に言えば、臨時職員や、あるいはまた、いわゆる囑託と言われる人たち。将来派遣ということまで及ぶということになれば、どの程度の範囲にこれを広げるかということ、地方公務員法ということになってるけれども、今ある意味では無原則的な職員採用もあり得るということがあるので、私は、特にお聞きしておきたいと思つたわけがあります。

なお、ご回答があれば言っておきたい。

それから、公表の方法についてなんでありますが、今、総務課長は最低限のことだとおっしゃったんですけども、実はこれは最低限では非常によくはないということをおし上げておきたいと思ふんです。というのは、単に、この人事行政だけでなしに、この広域の組合の動向というのは、住民にとっては身近なごみ処理行政などであるにもかかわらず非常にわかりにくい。中2階みたいになってしまつておる。市町議会で心ならずしも、この市町長が義務的に答えなくてはならないものでないというふうに言えばそうになってしまうようなことがありますから、私はこの人事行政を特にきょうは議題としているわけでありましてけれども、市広報、町広報との適切な協定などもお考えになって、より一般的な公表の方法をとるよう研究をしていただきたいと。これは市町の側でもやらなくちゃありませんが、非常に下世話な話でありますから、こういうと、次から次に機関紙がこしらえられて。配られる隣保や区は弱ってしまうということも一方で起きています。

ですから、私がこう言ったからといって、たちまちまた予算組んでね、北但行政事務組合報みたいなものをつくって、また配れと、もう住民は何を見ておたらいい、わからへんということになるということでもありますから、その辺、しんしゃくをして、常識ある研究をしてもらいたいです。思ふますが、いかがですか。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） まず、この条例の対象になる職員につきましては、条例第3条に決めていますので、臨時職員等にまでは至るものではございませんので、ごく限られた職員についての、いわゆる正規職員とみなす部分に限られております。それから、公表に関しましては、おっしゃいます趣旨十分に踏まえて対応してまいりたいと思います。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 結構です。

議長（谷口勝己） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

第3号議案議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

第4号議案職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

第5号議案平成18年度北但行政事務組合一般会計予算について、質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 まず、第2表債務負担行為についてお尋ねをいたします。

これは、生活環境影響調査の費用として、2年間にわたり8,500万円を計上するものの一部を債務負担とする内容だと思われます。これは本予算で3,000万円上がってますから計8,500万円ということですが、そもそもこの生活環境影響調査の費用というのは、これはどうして積算するものなのか、これをぜひお聞かせをいただきたいと思います。

それから、歳入で循環型社会形成推進交付金1,000万円が計上されております。改めてこの循環型社会形成推進交付金というものを受け取るための手続、要件、こういうものについて公式に、簡略にご説明願いたいし、申請交付の時期などもご説明願いたいと思います。

これは、先ほどの一般質問でもお尋ねしましたので、概略わかったようなところもありますけれども、循環型社会形成推進という事業は、そもそも根本的にはどういうことを目指しているのか。単に、ごみ量を減らすというようなことだけを目指しているものではないように思えるので、その点もあわせてご説明願いたいと思います。

歳出で、講師の謝礼が30万円というのが上がってます。これ何の講師かということであります。

それから、印刷製本費141万円、広報等の内容というふうになっております。先ほど広報については人事行政で云々という話もありましたが、この北但行政事務組合が、また新たな広報をつくるということなのか、これは今後の当組合の運営にもかかわりますからご説明を願いたいと思います。

それから、業務委託料なんです、生活環境影響調査の費用として3,000万円、これは今回、2月24日の国県協議の中では、3,000万円だけを説明するはずはないと思うんですね。そうすると、事業費概算、一般質問では厳密なお答えがありませんでした。本来なら、この審議を求めておられるわけですから、生活環境影響調査の費用3,000万円は、かくかくしかじかの事業費全体の中ではどこに位置しているのか。先ほど、炉の建設費だけで概算額90億ぐらいになるだろうというお話がありました。これは炉の建設費だけではなく、そのほかに道路があたりなんだ、いろいろあるということでありましたが、いろいろあるのではなく、本来、あさっての協議でありますから、この協議に出される説明資料は、当然、予算審議の説明資料としてお出しになるのが至当ではないか。そうでないと抽象論のやりとりであって、アバウトであるとか概算であるとかいうことをおっしゃっているけど、あさって、もうこの交付金1,000万円ちょうだいということをおっしゃるわけありますから、こういうことでもいいのかなということでもあります。もちろんそれでいいんだということであれば、どうしてそれでいいのかという根拠も明らかにしていただきたい。

それから、生活環境影響調査のほかに、汚泥分析が50万円必要だと。この汚泥分析というのは、当組合のどこの汚泥を調べるのか。今、どうも考えてみても、下水道もし尿処理センターも全部これは市、町がやっております、当組合がなぜ汚泥分析が必要なのかなということを思いますので、ご説明願いたい。

それから、ホームページ73万円というのがあります。私は、ホームページに一般的に反対するわ

けではありませんけれども、最近ホームページに公表したら、皆、公表したみたいになっておりまして、これはなかなか難しいとこだと思います。

これは笑い話じゃありませんが、私の持っているパソコンが配線が古い。そうすると光ファイバー引いたら速いと言われて、光ファイバー引いたらとんでもない金を取られると、維持費もすごいと、そういうことを住民がしなくちゃならん、義務を負わせることにもなるわけですね。これ73万円だけならよろしいが、何のためにホームページつくるか。これは、ホームページの内容によっては、それで公表したというような内容のものをもし持って、これでもって公表というようなことであれば、私はこの予算全体もちょっと性格よく考えんならんというふうに思うので、ご説明願いたい。

それから、施設整備基本計画策定調査費に300万円となっております。これは、まだ何にもないので、説明資料ないですよというお話でありました。しかし、これも循環型社会形成推進交付金、あるいはその制度との関連のある調査費の一部ではないかというふうに思いますから、どこからどこまでがどうなっているのかと。今回は債務負担に上がってないけれども、全体としてはどうなるんだらうなということを思います。

それから、技術指導というのが、また120万円上がってます。環境影響調査費に3,000万円も上げといて、技術指導、何だらうなと。基本設計はまだこれからだというし、機械の技術指導であるわけでもない。これはご提案のときにも何の説明もなしに、そういうふうになっておりますから、ご説明願いたい。なお、業務委託料でありますから、委託先の選定、あるいは広報などが決まっておれば、あるいはまた決まっていなければどうする気かということもご説明願いたいと思います。

それから、自動車借り上げ料が192万円、これは何の自動車であるのかなと。今の組合の職員の数で、こんなにようけ自動車を動かさんならんようなこともなさそうだし、これはだれかを連れて遠くにようけ行くんかいなというようなことを思ったり、それならばこれについても、大体こういうことを考えておりますということをご提案ならなければ、この自動車要りませといわれてもよくわからないということであります。

第1回、以上。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 私からは、ホームページに関するご質問にお答えをいたします。

ホームページをつかって、そこに情報を載せたから、それで公開したという考え方は全く持っておりません。住民の皆様方へ、私たちの考え方でありますとか、決定した事項等をお知らせする媒体を多様に持ちたい、こういうことでございます。

安治川議員が、さりとてすぐ、また広報、北但行政事務組合がされたら区長としてかなわんわとおっしゃいましたけれども、そういう方もおられます。あるいは広報なんか配られたって見やせんという方だって現実におられます。しかし、私たちは、伝えたいわけがありますから、広報を見ていただく方はそれは大変ありがたいことですし、そうでない方については、ホームページを見てい

ただくということで網をかけていきたい。それ以外にも、議会にお示しをすることによって、議会の傍聴される方々、あるいはそれが記事になることによって市民、町民に伝わる、あるいは議員の皆様方自身が、議会でこんな議論したということでお伝えいただく、あるいは政党の機関紙等でご批判をいただく、それ以外にも直接記者発表して、新聞あるいはテレビを通じて住民の方々へお伝えする。つまりさまざまな媒体を利用して、できるだけ広くお伝えする努力をするという、この一環だというふうにご理解を賜れば、そのように思います。 議長(谷口勝己) 施設整備課参事。

施設整備課参事(辻 忠幸) 失礼します。8,500万円の生活環境影響調査費の内容、積算根拠ということでお答えさせていただきます。

調査費の内容につきまして、調査事項としましては、大気質、それから水質、騒音、振動、悪臭、これが法的に定められている事項でございます。そのほか考えておりますのは、地元の説明会等でご心配されてる点もございます。それらを客観的なデータを示させていただくためにも上層気象、それから動植物の調査などを考えていきたいというふうに思っております。

それから、積算根拠につきましてでございます。今回8,500万円につきましては、調査業者から見積もりを徴収させていただきまして、精査して予算に計上しております。今後につきましては、地元のご理解を得て、実施に当たっては、ある歩掛かり、公表されている歩掛かりがあれば、それを使いまして、さらに精査していくつもりでございます。以上でございます。

議長(谷口勝己) 施設整備課長。

施設整備課長(中奥 薫) それでは、その他の件にお答えをいたしますが、まず、交付金の1,000万円の件でございます。この歳入の手続、要件、あるいは申請、交付の時期とか、またどういう目的かということがございました。いろいろ議論をさせてきていただきましたが、議員のお手元には交付要綱、あるいは制度の目的概要、あるいはフロー、それはお示しをしておりますので、それをごらんをいただくと書いていると思っておりますが、簡単に申し上げますと、まず、目的につきましては、これはもう3Rを、リデュース、リユース、リサイクルと言われておりますが、これが循環型社会形成推進基本法の基本でございまして、これを達成することが日本国内における循環型社会をつくるという基本で、これをつくるに当たりまして、それぞれの地域で行われる施設整備、あるいは制度的なごみ処理体制について支援しようというのが目的でございます。

その制度にのっかって、今回、アセス3,000万円に対して、3分の1の1,000万円を交付金として受けようという目的がございまして。その手続の流れは、お手元の資料にもございますが、先ほどから言っておりますが、まず、構想の段階から協議しようということで、協議をいたしまして、その後、市町村が地域計画を決定いたしまして、県を通して環境大臣に上がります。そこで最終的に、そういう国、県等の全体の事業が整合性等がとられていれば、交付の内示決定がなされるという手続に至ります。申請の時期につきましては、この地域協議会が済んでからとなります。

なお、交付の時期につきましては、これは管理者から申し上げましたが、地元の同意をいただくことによって進めていくということですので、そのためには同意をいただく、これからの協議を進めていきたいと考えています。

次に、講師料30万円は何に使うのかということでございましたが、これは先ほどから申し上げておりますが、地元の皆さんにダイオキシンだとか、あるいは環境問題の専門的な事項について聞かれております。そういう意味で、専門家を招いて、講師としてお聞きをいただければというふうに考えております。具体的には、5回ぐらいを想定して、1回6万円ぐらいは要るんじゃないかというふうなことであります。

次に、141万円の印刷製本ということですが、これは広報を2回ぐらい出したいということがございます。いずれの広域においても、先ほど管理者も言いましたように、いろんな形で住民の皆さんへの周知、これも非常に重要なことでございますので、年に2回ぐらいは持ちたいと、1市2町の全戸についてお配りをしたいという考えであります。なお、こういうことはほかの広域においても行われていることでございますので、むしろ遅いぐらいかなというふうに思っております。

次に、アセス、生活環境影響調査についてですが、これは先ほど管理者が申しました。

次に、汚泥分析についてです。

アセスメントで3,000万円の執行を計上いたしております。全体事業費等の位置づけについて申し上げますと、7年間の計画の中で、まずアセスメントは、支援事業として上げているものでございまして、それ以外にも中間処理施設の建設というような内容で全体が構成されておりますが、これも地域計画として協議をいたしましてから、最終的に決定をしてからご説明等をしていきたいというふうに考えております。

次に、汚泥分析についてでございますが、これは毎年やっている調査で、これからごみ処理施設を公設民営方式でつくっていきますときに、本地域におけるごみ処理施設をどんな施設でつくるか、こういう場合の設計の基本的条件になるのが、この汚泥の分析、もちろんごみ質もですが。そういう意味で、毎年、汚泥質を分析をして、データを積み上げて蓄積して、最終的にそれを施設の設計条件に用いていきたいという目的でございます。7カ所ぐらい予定しておるということでございます。

次に、施設整備に当たります基本計画についてでございますが、先ほど私長々のご説明をいたしましたが、目的等はそういうことございまして、循環型社会形成推進の交付金と、これは全く関係ございません。

次に、120万円の技術指導、これちょっと言葉がごつごつしているんですが、この計画をつくり出すときに、先ほど申し上げましたが、プラントに関して本組合はどこまで任し、どこから任さないかというふうなこと、非常に重要なポイントになるということで、そういう意味では、プラント関係あるいは電気、機械、科学等に専門的な方がおいでる。そのアドバイスを受けないということでは、

次に、自動車借り上げ料、これは一つには、地域の皆さんに先進地視察などをしていただいてご理解、ご説明をさせていただきたいということと、現在、本組合には2台の公用車を持っておりますので、それらの維持管理費、少しバスの関係では、地域の皆さんには5回ぐらい見ていただくという内容で積算をいたしているものでございます。



なお、委託先については、現在のところでは、全く未定というものであります。以上です。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 根本問題でお答えがなかったんですね。要するに、循環型社会形成地域計画の原案、あるいは素案、あさって持ち出す資料、これを今説明してくれないかと、なぜ説明できないのかということをお尋ねしましたから、これは再度お答え願いたい。

それから、もう一つの根本問題で、これは新たにお尋ねしておきたいと思いますが、生活環境影響調査というのは、一般質問で既に上郷を特定して、これを調査するという事になってる。私は、今、信頼関係ということをお尋ねになった議員もあるけれども、地元との協議を図った上で、もしこういうことができるという見通しが立ったら、いつでも計上できる費用であります。循環型社会形成推進計画というものが、どういう計画なんかよくわからないけれども、初年度3,000万円計上したら1,000万円つけると、こういうことでありますから、非常に屈伸性の大きな制度だなというふうに思ってる。

だから、私は今、管理者もお認めになったように、何回か、相当職員を含めて足しげく地元にお入りになった。しかし、いまだ意見が一致してるという状況でない。そうすると、今、直ちにこの予算を計上して、そうしてこの信頼関係を左右するようなことはしない方が、この推進しようと考えておられる方々にとっても、私は得策ではないかなと。しかもこの議会に対しては、生活環境影響調査の委託先もまだ説明しないといいながら、事前調査のこの紙だけは色刷りして、既にもう配付できるようになっているということじゃないんでしょうかね。中外テクノスというところがつくってしまった。

私は、これも3,000万円のうちのなか、別に9万円の方でやったのか、これも何だかよくわからんわけだけでも、事前協議のための調査資料ということになっておる資料が手元に来ておりますけれども、そういうことでありますから、私は、そのことはしっかり、どういう認識でこういう予算を上げておられるのか、お尋ねをしておきたいと思う。しかし、何よりも一番初めに申し上げたところが、大変聞きたいところです。

それから、汚泥分析で、極めて異例なことをお聞きしました。DBOに、設計条件を設定するために汚泥分析をする。特別の費用が要る、7カ所ほどする、これはもうさっぱりわけがわからない話ですね。ごみ質、汚泥というのは、当組合にとってゆるがせにできない根本問題、これは市町が今やっている。そこで十分分析されてるはずではありませんか。こっから先、何を一体しようとしているのか。しかも汚泥分析だけ上がってる、ごみ質分析も上げんならんと違うかなと、それだったら、もっと大きなお金が要るわけだから、どうなるんだろうなと。DBO本体については、あなたは私に手元に資料を渡したというふうなことをおっしゃったけど、一般的な書物の抜き書きが刷られて、私の手元に来てるだけで、事業モデルも示してもらいたい。どういう候補企業があるのかも示してもらいたいということをお尋ねしたら、これについては何のお答えもありません。かつて報告された第1次推計当時に基づく調査報告では、PFI事業について参入規模を持って説明に来た企業が13業者ほどあったということで、企業名も全部公表されていますね。今度は予算まで計上

するのに、候補企業はどこですかと聞いたら、それには全然答えなくて、もう全然抽象的なものをお配りになって、それであなたが考えなさいと、これはやるべきことでしょうかね。私は、これはもうどうもおかしな話だなと。しかも、一方では、手回しよく、何だったかな、見積もりをとったら、そんだけ要ったという話がありましたな、ああ、これはあれだ、調査費ですね、3,000万円のね。委託先は全然決まっていなくても、見積もりをとったとおっしゃる。これは随意契約ですか、それとも見積もりを入札で決められたんでしょうか。寡聞にしてそういうことは全然どこにも上がっておらないが、この積算根拠をお尋ねしたら、見積もりをとったとおっしゃるから、私は聞いておきたいと思うんです。

それから、技術指導であります、プラントその他の境界を明らかにする。つまりは、組合が直接関与する分と業者に任せる、この業者というのが何だかわからない。一般質問のときにもお尋ねしたけど、SPCというのはもうわかり切ったことだと言わんばかりのご回答であったけれども、そもそもSPCというのは何をやる会社か。これは運営会社なんですか、直接やる会社じゃないでしょ、管理会社にすぎないでしょ。組合は組合、SPCはSPC、そして運営会社は別にあるんじゃないですか、フローではそうなってますね。それなのに、設計についても特別な費用を計上する、汚泥分析もする、そしたら、もうこれ本当に周りの要らん費用は全部組合が持ってる。そうして、SPCなり、あるいは運営会社との間の協定は、本当にあんまりお金のかからないもうかる部分だけやるというふうなことになる可能性があります、これ、僕はどうもよくわからない。これは、もう本来、きちんとした資料をご提出になって、この予算を提案なさらない限り、私はわからんと思うが、いかがでしょうかね。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、循環型社会形成計画でありますけれども、地域計画であります、これは、けさほど来、ご説明申し上げておりますように、交付金をもらうためにつくらなければいけない計画でございます。そして、その計画の自体を24日を皮切りに協議をいたしますので、協議を踏まえた上で計画をつくるということでございますから、もしお示しするとすれば、その後にさせていただきたいと思っております。ただし、この地域計画の中には、ごみ処理施設の容量といったことが、これは基本的な事項として必要でございますので、その前提となる各市町の、あるいは北但行政事務組合の一般廃棄物処理基本計画については、それまでに決定をします。そのために議会の側にお示しをしたと、こういうものでございます。

それから、地元との関係で、合意ができてから予算化をすればいいではないかという指摘もいただきました。これが、国の交付金を受けずに私たちの側だけで、北但行政事務組合あるいは市町の予算だけで、お金だけでやるということであれば、その対応は十分可能であります、国の交付金を得ようと思えば、あらかじめ国に対して枠を確保する必要がある、こういうことがございます。そこで、しかも、この7年でやらなければいけないというタイムスケジュールからいきますと、もうこの秋には、ぜひとも環境影響調査をさせていただきたいと私たちは思っているわけですから、そのための準備を予算上するというのは、むしろ当然であろうというふうに思い

ます。ただ、予算の執行できるかどうかは、これは地元との関係でございますので、その点については理解を得るような努力をするということ、先ほど来申し上げているところでございます。

それから、この調査の委託先を説明しないでというふうに、何かお怒りでございますが、予算の段階で相手方が決まっていなは当たり前でございます。予算を決めていただいて、年度が始まってから、その予算を執行するに当たってどの業者にするのか、それがプロポーザル方式になるのか、入札になるのか、その手法はいろいろとありますけれども、その後に業者が決まるというのは、もう安治川議員が他のさまざまな事例でご存じのとおりだろうと、このように思います。

それから、SPCとの関係でもご質問がございました。これも準PFI、DBO、あるいは公設民営といっているものの基本的な理解にかかわることでございますので、改めてご説明をさせていただきます。

現在でも、今、岩井に処理施設があるわけですが、あの施設をつくりましたときに、設計、建設、委託を3つに分けて、それぞれ委託をしております。行政で設計という建前にはなっておりますが、行政側には設計する能力はありませんので、当然のことながら設計業者を入札で決めました。そして、業者が設計をして、私たちは対価を払った。そして、今度はその設計をもとに積算をいたしまして、建設に当たっての入札をして、そして落札した業者が建設をし、行政側は対価を払った。その後の運営につきましては、北但行政事務組合、今は岩井の例であります豊岡市であります、直接の職員がおりますけれども、実際の施設の保守点検、管理、運転は、これは民間企業に委託をしています。つまり、みんなそれぞれ設計、建設、運営をばらばらに委託をしている。

今度の私たちがやろうとしております公設民営方式というのは、設計と建設と運営を20年間というスパンの中で、全体的にあなたの会社ならどう提案をしますか、幾らで。そして施設はストーカーなのか、あるいは溶融方式なのか、ガス化なのかといったことも含めて提案をいただいて、その中で最もいいと判断できるものに委託をする。それは3つばらばらでやる場合よりも、つまり設計と建設と委託をばらばらにする場合よりも、一括して委託をした方が安くなる。これは経験的にもそのようなことが出てきております。市民負担、町民負担をできるだけ安く抑えるために、今、新しいこの方式としての公設民営化を行おうとしているということでございます。

SPCというのは、スペシャル・パーパス・カンパニー、特別な目的を持った会社、あるいは特定の目的を持った会社。つまりいろんなことをあれこれするのはなくって、今言いましたように設計、建設した後の運営、その運営という特定目的を行う会社を、いわばつくって、そこが運営に当たる。それを略称してSPC、こういうふうに呼んでいるところでございます。

見積もりをとったかどうかにつきましては担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 済みません。アセスの見積もりにつきまして、まず、ちょっと済みません、失礼しました。今年度、させていただきました生活影響調査事前協議資料作成業務につきましては、見積もりをとりまして、9万9,750円随契でやらせていただいております。

この18年、19年以降にさせていただく予定にしておりますアセスについては、その時点で積算を

しっかりしまして、入札で対応をさせていただく予定であります。

議長（谷口勝己） 3番安治川議員。

安治川敏明議員 今の環境影響調査の8,500万円について聞いたら、見積もりをしましたということをおっしゃったから、それで私、聞いてるんですよ。事前協議の資料をどう見積もったかというようなことを聞いているわけじゃありません。あんなもん、あんな、まあまあ、よろしいです。もうわしは3回でおしまいだから、どうも変な答弁だから。9万円や10万円で、何ぼ何でも本会議でどう積算したかなんていうことは聞きません。それであります。

しかし、この環境影響調査については、今、管理者から、予算をつくっておいて執行するかどうかかわらないということをおっしゃったが、しかし、秋には入りたいという意思を明示して予算を計上するわけだから、それは一たん予算が計上されれば、執行に最善の努力を払うということが義務になりますから、そうすると、これは予算化するということは、すなわち直ちに全力を投球するというと同じことでもありますから、今まで全力投球しておったといっても、これは予算上の裏づけがあってやっているわけではないということになります。しかも、これが委託先があると。そうしたら、これはどの時点で委託契約を結ぶかということにもかかわるわけですね。2年間で8,500万円だから、これはもう期限を切ってやるということになるわけだから、私は、見積もりをとったんだったら、見積もりをとった会社、まだ予算なのに決まらへんやないかということをおっしゃるけれども、候補企業があるでしょう。何にも考えないのに見積もりとれるはずがない。そうしたら、それについてはこういう見積もりをとりましたということは、当然、ご報告になって当たり前ではないかということ。

私は、この予算計上がなかったら仕事ができないという性質のものではないと。特に地元との合意をとるためには、科学的調査をしなければわからない部分、これあるでしょう。だけど、それはやってみないとわからないわけですね。これはイタチごっこの話でありまして、地元の合意、この合意はどこで合意というかというのは、管理者はいろいろ言われました。区長がする場合もある、住民投票の場合もある、隣保長会の場合もある、いろいろあるだろう。そりゃそうでしょう。しかし、いずれにしても、その合意がない限り、科学的調査に移れないということも事実であるから、そうするとイタチごっこになってしまう。一番大事なのは、地元住民との合意であり信頼関係であるわけですから、私はここに全力投球をするのに、今、立派な職員が配置され、かつ12月には専任の職員も採用したところですね。もし、ご努力願うなら、その限りで全力を投入していただくということが当然ではないか。

それから、さらに私、申し上げたいのは、これを循環型社会形成地域計画の中に位置づけて、国庫交付金をもらわないといけないから急がなくちゃならんという管理者のお考えであります。私は、これは、もし3,000万円の範囲、あるいはまた1,000万円の範囲であるなら、国家百年の大計ではありませんけれども、北但行政事務組合、旧1市10町、合併後の1市2町の、いわば最も大事な事業を決することありますから、拙速に買ったといったら失礼でありますけれども、個人的なことを言っているわけではなくて、我が豊岡市、香美町、新温泉町の将来の利益のために、急ぐべきこと

だろうかということをおもうので、この点については再度お答えをいただきたい。

それから、循環型社会形成地域計画の素案は後で示すと、こういうことなただけでも、予算の審議をしていて、予算案を出されて、その中で国庫交付金を計上されて、それでもとになる計画をご説明になれないというのは、これは私はどうも納得がいきませんが、何でそんなに秘密にしなくちゃならんのか、私はわかりませんが、いかがですか。あさってですからね、これがもう半年先、1年先いうんならわかりますけどね、あさって、もうあなた、持ち出すいうものを、この議会開かれて何にも別に秘密のことはない。なぜお示しになれないのか、もうそれをきちんご説明願いたい。

それから、最後にお聞きしておきたいのは、SPCというのはわかり切ったことのようにお話しになりますが、これもさっぱりわからない。今、課長が、私の手元に資料をお渡ししたと言うんだけど、これ出典も何にも書いてないから、何の、これ本なのかわからないけども、PFI導入可能性調査報告書というのが上書きにあるから、その中に書いてあったこととして理解するんだけど、その中のフローチャートを見ると、自治体と基本協定を結ぶのはSPCとの間であると。SPCとは、別枠で運営事業者があり建設事業者がありますよ。そうすると、SPCというのは何をやる会社かということが、ご説明になってる本人の方がわからないんじゃないかなと私は思うんだけど、どうだろう。

本文、こう書いてありますよ。自治体と本事業のために組成される特別目的会社、SPCの間で締結される基本協定書が基本であるということですね。この基本協定は、本事業のサービス購入に対する契約であると。この基本協定に基づく付随契約として、自治体と建設事業者間で建設請負契約が締結されると。一括だというのに、また別だというんですよ。基本協定書と建設契約は付随契約で、全然別だと書いてある。さらに、自治体とSPC間で運営契約が締結されると。自治体との間では建設請負契約で、運営契約はSPCと運営契約が、これどうなるとるのかなと。これはこのフローに基づいて、議場に示してでもお示し願わないと、これわからない。この契約形態の特徴は基本協定においてSPCの株主及び建設請負会社がともに契約当事者となることで、民間事業者に事業に対する一貫した責任を負担させることができる。これ、もう日本語としては意味不明ですね。SPCの株主というのは、自治体も入るわけですね。それと建設請負業者がともに契約当事者となると、これは何を意味していますか。

結局、今までは設計から建設、運営まで一貫してDBOといわれる方式なら1つの会社がやられるので非常によろしいということになっているのに、このフローチャートでも、説明書でも一緒ではありませんよ。これはどうご説明になるか。私は、きょうは質疑だから3回でおしまいということでもありますからこれだけですけれども、率直に言って、おわかりになっている議員は多いんかしらんけれども、私は管理者がおっしゃるように、常時この議会に出ておったわけではありませんけれども、非常に大きな事業でありましたので、一生懸命勉強してきましたけども、このPFI方式というのが非常に揺れ動いた。DBOになった、そのDBOというのも全国にあんまり例がない。何だ北海道の方にあるとか、あっちの方にあるとかいうのがあって、ほとんどわからない。そこへ

国庫交付金を急がなくちゃならんとか、汚泥分析だ何だということで、非常にわかりにくいことになってる。明快なご答弁をいただきたいと思います。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） SPCとかDBOについてのご質問をいただいておりますけれども、この議場での答弁で不十分であれば、ぜひ幾らでも担当の方でお教えできると思いますので、そのような機会もお持ちをいただければというふうに思います。

私が先ほど申し上げましたのは、設計と建設と運営を一体的に任せるということですが、当然、具体的に契約を結ぶときには、幾つかの契約が複数あるということはあることでありまして、要はそれも企業体の側に一つのものとして、一連のものとして渡すか渡さないか、まずそこを押さえていただければ、後の理解は比較的容易ではないかと思えます。ただ、横文字が使ってあったりして、なかなか、しかも従来にはない方式でございますので、安治川議員が疑問に持たれるのは当然だろうと思えます。ぜひ、また、担当の方にお尋ねをいただければというふうに思えます。

それから、予算の積算に当たって見積もりをとってではないかというご指摘なんです。予算を積算するために見積もりをとるとするのは、むしろ当たり前のことでございます。私たち自身が予算化をするときに、これこれの金額をということで議会にお示しするわけですから、一体どのぐらゐの予算が要するのかということを考えるために、実際にそれに当たる企業からどのくらいかかるものなのかということ参考としてとるとするのは通常あることでございますし、このことだけでは限られたものではございません。

また、予算化したときに、その実施に向けて全力を投球するというのも、これまた当然でございます。私たちはそうしなければ25年稼働ということに間に合わないわけでありまして、私たちがそのような姿勢でもって地元の側に理解を求めていくこと自体は、決して悪いものではない。しかし、理解をいただけるかどうかというのは、その次の段階でございますから、それはその時点で判断することになるかと思えます。

それから、交付金のためのわずか1,000万だから、もうそんなものは国との関係があれこれうるさいなら単独にでもしたらどうかといった、こういったご提言もございました。それはそれで一つの考え方だろうと思えます。ただ、この交付金制度自体が、実はいつまであるかわからない制度であります。三位一体改革の中では、実は廃止、つまり税源移譲なり、あるいは一般財源化の対象として議論をされ、そして環境省がとことん、もう省の存続にかかわるということで反対をして交付金として残った制度であります。今後とも三位一体の改革の議論が毎年なされる上で、必ずこの交付金制度は廃止の議論が出てまいります。それで廃止になってしまいますと、3分の1の交付金がなくなってしまう。それは税源移譲してますよとか、一般財源化してますよといっても、私たちのところに税源がそんなにあるわけではありませんから、結局、日本全体で交付金に充てたお金が全国にばらまかれるけども、北但の自治体には来ない、こういった事態が十分予想されます。したがって、交付金制度に早く手を挙げて乗ってしまっておかなければ、一たん乗ってしまえば、これは仮に交付金制度がなくなったとしても経過措置として残ることは十分予想されますので、そういっ

た不安定な要素から考えましても、安治川議員は1,000万くらいとおっしゃいましたけれども、私、予算を編成していて、1万や2万を必至になって削っているようなことから見ますと、とんでもない、大切な1,000万でございますので、交付金を得るような努力をするというのは当然ではないかと思えます。

ちなみに豊岡病院を、新しい病院をつくります際に、場所の議論が随分ありました。白紙に戻してはどうかという議論がありました。しかしながら建設をされました。これ、もし白紙に戻しておりましたら、これも結果論であります。交付税の措置が、割合が、その後、大幅に削られています。もし、あのとき白紙に戻していれば、交付税措置が大幅に削られて、市民、町民は大変な損をこうむるところでありました。しかし幸いにして、交付税制度は措置率が変わる前に私たちは着手していて、そして設計費であったけれども、既に国の方の協議を得ておりましたから、幸いにして、制度は変わりましたが、変わる前の高い交付税措置率で病院を建設することができました。こういった実例がございますので、制度がいつまでもあるということを前提に、ゆっくりやればいいというものではない。市民の台所、あるいは町民の台所を預かる立場からいたしますと、今の前にあるチャンスを逃してはならない、これが経験の教えるところであると考えておるところでございます。

ただ、何度も申し上げますけれども、予算化することと、執行するというのは、あくまで別でございますから、この点については、誠実に地元の方々と話をさせていただきたいというふうに思います。

また、先ほど来、地域計画をなぜ出さないのかとおっしゃっておられますが、これもいわば交付金をいただくための内部での協議の過程でございます。今まで安治川議員が、例えば保育所の補助金をもらうために事前に私たちが厚生労働省と協議したからといって、それは何だ何だとおっしゃったことは一度もございません。同様なものだというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

ただ、基本的なエッセンスである174トン、5,200万という数字と、そして今回、予算化をお願いいたしております環境影響調査に関する金額と、それに対していただきたいと申し上げてる交付金については、これは非常に大きな要素でございますから、その部分についてはお示しをしたところです。

また、地域計画の中に書くべき減量化の方策等は、もう既に廃棄物処理計画の中に示しているものの要約だということを申し上げておりますので、おおむねお示しをしてるものと、こういうふうにご理解を賜りたいと思います。私からは以上です。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 先ほど汚泥分析の件でお話がありました。この汚泥分析は、ご説明をいたしましたように、これから公設民営方式で事業者を選定していくという手順をとります。そのときに、従前の場合は、すべて公共がやりますときには、建設の条件、設計を主体に工期をみずからつくって、そして入札にかけていくという手法をとりますが、この公設民営方式は、先ほど来も説

明いたしましたが、設計、建設、運営を一体で行う事業者を公募して、そしてその中で建設をさせ、運営をさせるわけですが、その場合、建設におきまして公共はどのような条件の施設をつくってもらいたいかという条件を提示します。この条件の中に本地域のごみの質はどんなものか、あるいは混焼する汚泥はどのような内容のものか。例えば調査項目の中に、水分や可燃分や、あるいは灰分、非常に重要な項目ですが、こういうものがどのような割合で入っているのか。また、そのほかに元素といわれる、例えば炭素、水素、酸素、窒素、塩素、こういうものが燃焼の機械の設計上、非常に大きな要素を占めるという意味から、この地域のごみ質、あるいは汚泥質において示すということが条件になります。そういう意味で、これは毎年、調査をしてるといって、先ほど汚泥については、組合の予算で計上しましたが、ごみにつきましては、各市町で調査がされてるといってございます。

議長（谷口勝己） ほかに質疑はございませんか。

18番森井幸子議員。

森井幸子議員 前質問者と重複するところもあるかも知れませんが、よろしくをお願いします。

生活環境影響調査について、上郷はこの調査を受け入れられる状態なのではないかということで、先ほどから管理者の方から努力をしようと言っておられますが、合意を得るためのもう少し具体的な、具体性がないように思います、プロセスをお聞かせ願いたいと思います。

そして、調査はいつまでにやられるのか。そして、この調査、結果の公表は、どのように実施される予定でしょうか。そして、この調査の結果で、仮に上郷がノーと出た場合、どうなるのか、お尋ねします。

市長は、総括説明の中で、生活環境影響調査について新年度予算として計上いたしております、この調査費につきましても、施設整備に関する計画支援事業として、この交付金の対象となるものですとあります。この8,500万円の調査費が上がっておりますが、この調査費は、国はどのように面倒を見てくれるのでしょうか。この5点について、よろしくをお願いします。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 私の方でわかる範囲につきましてご説明申し上げますし、その後、さらに担当の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、いつまでにやろうとしているのかというのは、予算でお示しをしておりますとおりに、この秋からお願いをさせていただきたいと、こういう考えで予算計上をいたしております。

それから、公表の方法ですけど、これは条例の中に定めがございます。縦覧という方法がございます。約1カ月間、縦覧をいたしまして、関係者の意見の提出を求めてまいりますが、それまでもデータが出てまいりすれば、公表できる分については、その都度、関係者の方にお示しをして、いろんな議論を深めていただくといいますが、我々としても皆さんにお知らせをしていく、こういうことになるかと思っております。

それから、ノーと出た場合どうかということでございますが、もちろん結果的に、その環境にこ



の施設が建たないと、建てられないということが出れば、これはもう結果ははっきりしているわけでございますけれども、本来、環境影響調査は、そういう状況があった場合には、施設が何とか改善できないか、そういうこともやはり資料としても使うものでございます。そしてクリアできないのかと、繰り返しそういう評価をしていくと、こういうプロセスを踏むものでございます。

それから、国の方は、この交付金の中では、3分の1を交付金ということで交付をしてくれる予定でございます。

それから、肝心の合意を得るためのプロセスはどうかということですが、これまでも申し上げておりますように、地元の方で対策委員会が設置されるように伺っております。区長さんを通しまして、その対策委員会との中で話し合いをいろいろと進めてまいりたいというぐあいに思っております。とにもかくにも、まずはお話し合いをさせていただく中で、いきなりの環境影響調査の話ということにはなかなかならないと思いますけれども、努力をしてまいると、理解を求めていくと、こういうことになろうかと思えます。以上でございます。

議長（谷口勝己） 18番森井議員。

森井幸子議員 管理者は、環境の取り組みについて、先端の地域にしていくというふうにおっしゃっておられますが、具体的なイメージ図はあるのでしょうか、お聞かせ願います。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 環境創造モデルエリアにしたいということは、地元の方々にもお話をし、この議場でもお話をいたしました。

その具体的な絵は、これからでございますが、例えばどういうものが考えられるかということでお話をいたしますと、まず、環境の中にいるんな要素がございます。生活環境、これは廃掃法、法律の規定によりまして、施設を設置するその地域の生活環境をよくするように努めなければいけない、こういった、いわば義務が行政側に課せられております。例えば村の中の道路が狭い、こういったものを何とかできないかとか、例えばそういったことでございます。この生活環境をよくすることについても、地元の側にどういうご要望があるのか、課題があるのか、これは話し合いをしてみないとわからないという面がございます。

それから、それ以外に自然環境ということもでございます。上郷地域では、里山の整備をされ管理をしておられますけれども、それをもっと進める方法はあるのかなのか、あるいは現在、里山として管理をしていただいている以外のところの森のあり方はどう考えるのか。農業も、いわば環境という上では大変大切な要素であります、その農業のあり方はどうなのか、あるいは休耕田の利用方法としてどういうものがあるのか。あるいはエネルギー問題も大変大きな課題でございますので、例えば風力発電、太陽光発電の導入の可能性はあるのかなのか。それから、環境教育も、いわば環境という面で大変大きな要素でございますが、あそこには極めて珍しい河畔林がございます。あるいは植村直己さんの公園もある、こういったことをフィールドした環境協議の展開はできないのかといったようなことでございますが、この辺が地元の方々との話ができて、一緒にそういうことを考えていこうとなれば、具体的にどうするかを、これから協議をしていく、そういうことになる

うかと思えます。

ただ、地元の側が、協議するといったって案がないとあかんがなということであれば、私たちの側としてたたき台をつくるということも検討する必要があるかな、そのように考えているところです。

森井幸子議員 はい、結構です。

議長（谷口勝己） ほかに質疑はございませんか。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 1 番山本です。幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

まず1点ですね、これは管理者に対して、先ほど3回目という問いに対して、安治川議員に、議場で不十分であれば別な場は設けるということをおっしゃった。私は、協議会等で、特にこのことを決めんなんということでない場合なら、最悪あり得るかなということは思いました。しかし、今、18年度のこの組合の予算を議論をしている中で、ああいう答弁というのは、まさに答えはしたけれども答弁拒否だと。これでは、議案を審議をする、審議を尽くすという点で、どうにも先へ行けないというふうを感じながら、この点は指摘をしておきたいというふうに思います。

それで、安治川議員との若干重複にもなるんですけども、循環型社会形成地域計画、このものは、24日の協議会での協議の後に示したいというふうな答弁もあったわけですけども、要するにこの地域計画というのは、豊岡病院の移転に絡めて随分答弁があったわけですけども、今、つばをつけて、ちょっと言葉が正しくないかもしれません。今、協議を始めて、環境省との話を始めて、今、手を結んでおかないと、いつまでこの制度があるかわからないということも言われた。実際には、まだうまく見えていないという部分もあるんでしょうけれども、この組合の唯一の事務であります広域のごみ・汚泥処理施設の整備、この全体が、この地域計画の中には、当然、後々の変更もあり得るんでしょう、24日で決定ではないということも、どうもあるようですから、あれですけども、総事業費も入っているわけでしょう。

何でこのことをお尋ねするかといいましたら、実は午前中といいますが、一般質問でのやりとりの中でも、リサイクルプラザといいますが、リサイクルセンターといいますが、表現はどうでもいいんですけども、そういうものについてはクエスチョンマークのままだというふうに言われるんですけども、香美町での担当課長とのやりとり等々の中で、先ほど来出てる、この間ずっと出てくる中間処理施設のトン当たり建設費が5,200万円、アバウトでね、アバウトというか、実績平均で。この数字は、中間処理施設全体を指しているんであって、リサイクルプラザ等も入ったものだというふうな話が出てくるんですよ。ということは、あの計画の中で言われてる、要するに基本計画の中で言われてる37トン、こういうものもこの5,200万で、全国の実績という数字でいってるようですから、細かくこのものは幾らで、このものは幾らでというとり方をしているのであれば、またそれはそれで教えていただきたいですけども、私の手元ではそういう話で聞こえているわけですね。そうすると、さらに37トン掛ける5,200という、こういう数字、私の認識が違ったら指摘をしてください、という話も出てくるわけで。

実は、かつて管理者はごみと下水道で地方自治体がもうパンクするということを言われたこともあるんですね。多分、そのことを再確認したいという意味ではありませんけれども、そのくらい大きな金のかかる施設建設だけで、そういう状況になろうとしているわけですよ。今ここで、最初に申しあげましたように、答弁拒否に近いような状況ではなくて、しっかりみんなが、ああ、そうかというふうに言える、思える議論をしておかないと、実は、えっ、そんなことだったのということになりはせんのかなということをおもうんですよ。

それで、もう一つは、SPCの話ですけれども、これも私の認識の中では、特別目的会社と日本語では表記されているようですよけれども、このものが、いわゆる商法に基づく株式会社として、きちっと位置づけられるものなのかどうかという疑問があるんですよ。

実は、ニュースで随分みんな知っちゃったというふうに思いましたけれども、投資事業組合というところが絡んだ、日本国じゅう証券会社を揺るがすようなことが起こったときに、この投資事業組合というのは、要するにみんなから金を集めて投資事業をやる組合なんだそうですけれども、どこのだれも、どこでも把握できない、そういう組織だっていう話があったわけですよ。まだ、全国にもそんなに事例がないということのようですよけれども、我々が見せていただいた姫路では、うちよりも若干先へ行ってるということがあつたようなんですよけれども、このSPCというのは、商法できちっととらえられる会社なのか、その辺いかがですか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、安治川議員へのは答弁拒否ではございません。答弁をさせていただきました。しかし、この議会のルール上、3回目であり、しかも安治川議員は3度目の質問の答弁でございました。安治川議員のご質問はSPCとかDBOという基本的な用語についてよくわからないという、こういうご質問でございましたので、この議場で答弁を差し上げますけれども、それでももしご理解いただけないということであれば、それは担当の方で、後ほど十分ご説明をさせていただきます。こういうことを申し上げたところでございますので、答弁拒否ではない、このように考えているところでございます。

それから、地域計画の中に総事業費が入ってるかというお尋ねがございました。総事業費は入っておりません。総事業費といいますのは、焼却施設、それからリサイクルプラザ、それ以外にも用地買収費、それから造成費、進入路、それから管理棟、こういった付随の施設も入ってまいりますし、当然、駐車場をつくれれば駐車場の施設も入ってまいりますので、それが総事業費です。

これについては、先ほど来、別の議員でのご質問なり質疑でお答えしたとおりでありまして、なお、不確定な要素がございます。大きなものとしては溶融固化を委託するかもしれないといったこと、それからリサイクルプラザについての検討がまだ十分でないといったこと等々ございますので、これにつきましては6月議会には概算でお示しできるようにしたいということをお申しあげたところでございます。

地域計画の中に入っているものとしたしましては、もう何度かお答えをいたしましたけれども、一つはリサイクルプラザ、2つ目に熱回収施設と呼んでおりますけれども、焼却炉、そして今回の

環境影響調査に要する費用、この3つでございます。

ちなみに1トン当たり5,200万円というこの数字でございますが、リサイクルプラザは入っておりません。焼却炉、炉だけじゃなくて、当然、炉を入れる建屋も入りますけれども、それについての平均的な単価である、このようにご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、総事業費がもうわからずに議論できないではないかというようなご指摘もございました。それについては、私も最もだと思しますので、先ほどお話ししましたように6月議会には提示をさせていただきたいと、このように考えております。

それで、例えば体育館をつくるような場合でありますと、一体それはどのぐらいの容量の規模の体育館なのか。そういったことをしっかり見ないと、確かに是非の判断はできないかもしれません。しかし、事このごみ処理施設については、つくらないという判断はあり得ません。これは必ずやらなければいけない。しかも炉の規模については、きょう、先日来174トンというふうにお示しをいたしておりますけれども、その規模でやらざるを得ない。つまりご不満な点はおありになるうと思っておりますけれども、その前提でもって私たちは議論をしなければいけない。ただ、全体像は見えなければ最終的な判断ができないことも確かでございますけれども、そのプロセスの中で、順々に明らかになるということについてはご寛容いただきたい、そういうふうに思います。

それと失礼いたしました。地域計画の中には、もう一つ、これ将来ですが、リサイクルセンターやごみ処理施設に関する地質調査等についても、交付金の対象になりますので、それについてもアバウトな額で枠の確保のお願いをしようとしているところでございます。

それから、SPCでございますが、通常は株式会社で設立されますので、当然のことながら商法等関連法に基づいて設立される法律である、このようにご理解を賜りたいと思います。

議長（谷口勝己） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番安治川議員。

安治川敏明議員 本予算には残念ながら同意しかねるので理由を申し上げます。

第1に、生活環境影響調査費3,000万円については、2つの意見がございます。

1つは、何よりも本組合の当事業で、一番大事な、仮に1カ所で作る場合でも、地元の方々のご理解がないままつくるといことはできないわけでありますから、この合意を抜きに、この予算を議決してしまうということは、結局、地元の方々との信頼関係を壊してしまうと私は思います。

それからもう一つは、先ほど来申し上げてまいりました国庫交付金をとるための内部協議であるという趣旨のことを繰り返し管理者はおっしゃいましたけれども、それほど簡単なものであれば、むしろ議会に素案なり協議内容の根拠となるものをお示しになって、これで言うてくるから予算を議決してほしいということと言われるのが当然じゃないか。私は、話が逆さまになっているというふうに思うんです。

それから2つ目に、今回の予算で思いますことは、なるほど今回の今年度予算は1億4,000万円、1億円が広域汚泥処理施設を推進する事業費であります。しかし、この計画を推進していく最終的な規模は、実際には今何度お尋ねをしても、この予算を通した後に、6月ごろお示しになる、アウトであるけれどもお示しになると言っておられて、結局わからないまま膨大な予算を我々がここで事実上スタートさせる。もちろん途中で議論が行われることは事実であります、大もとになる計画を事実上推進する協議があさってには始まり、そのことは施設予定地の地元との関連で環境影響調査費であると、二重三重に私はこの予算は難しいことになってしまおうと思います。

ですから、私は少なくとも、片一方どっちが修正すればそれでいいというものではない根本問題を含んでいるので、それは一番いいのは、本日、この後、なお、陳情に関する審査がございますから、その審査を経て、最終的に表決全体が行われるというのが筋であろうと思いますけれども、しかし、予算案の質疑、討論を前にしてしまっておりますから、私は、この地元との関係で、信頼を壊さないというためにも、私は何も1,000万円をはした金と言ったわけではありません。大変貴重なお金だとは思いますが、あと100億を超えることが確実な本事業会計の出発点に当たって、一番大事なところをゆるがせにして、この議会が見過ごすすれば、大変よくない結果を生むということを確認しますので、本予算は同意できないことを申し上げたいと思います。

議長（谷口勝己） 11番吉岡正章議員。

吉岡正章議員 11番吉岡でございます。私は、本議案、第5号議案平成18年度北但行政事務組合一般会計予算、賛成をいたしますので、その理由を若干申し上げたいと存じます。

特に、先ほどの反対討論の中で、生活環境影響調査について反対のご意見がございましたので、そこに特化して申し上げたいと思うんですけれども、実は、私たち議会は、平成16年6月議会で本組合の規約の改正を、当時の構成市町1市10町で同文議決をいたしました。現在は1市2町で構成いたしておりますけれども、その私たちが規約改正に同文議決、1市10町すべてが賛成いたしたいきさつをよく考えてみますと、実は、もう既に今までの本議会での管理者答弁の中でも出ておりますけれども、北但地域ごみ・汚泥処理施設推進協議会の総会で、実は日高町上郷地区が適地というふうなことで選定が行われました。それを受けまして、ところが、私がわざわざ説明するまでもないと思いますけれども、実は北但地域ごみ・汚泥処理施設推進協議会、これは法人格を持っておりません。そういったことから、法人格を持ったこの事業主体を北但行政事務組合にさせたい、その上で用地交渉とか建設計画を進めていきたい、そういった提案の理由の中で、私たちはこの規約改正をよしとして同文議決をしてきて、今日に至っております。

したがって、豊岡市議会で、私たちはおりましたので、豊岡市長の説明を聞いて、実は賛成したわけですが、先ほど申しましたように1市10町の市町長、そして議長も加わって、この候補地、上郷が適地であるという確認をした上で、それぞれの各市町に提案なっておりますので、この規約改正案に賛成した背景には、もう既にこの時点で上郷ということを前提にしてきております。したがって、確かに規約の中身には上郷という文言はございません。本行政組合規約では3条で、組合は広域ごみ・汚泥処理施設の設置及び維持管理、並びに広域ごみ、汚泥の処理に關す

る事務を共同処理するということですから、共同処理につきましては、この組合の一番基本をなすものですから、広域ですることそのものは、これはこの組合におきましては、もう既定の事実でございます。

そこで、実は生活環境影響評価ですけれども、これはやっぱり予算を可決しておかないと先に進みません。確かに執行につきましては、当局の方の裁量で地元との協議の上でいつ執行されるかは、これは執行権者の権限でございますから、それはそれでそういった話し合いに期待したいと思えますけれども、少なくとも上郷の地区に対して、具体的な、客観的な説明をしようと思えますと、生活環境影響調査は、やはり議会としてはゴーサインを出しておく必要がある、そういうふうには私に思うわけでございます。

したがって、先ほど交付金の問題もございました。確かにそれも関係、1市2町の住民の負担を下げる、そういった意味からも大変意味のあることでございますけれども、特に先ほど申しましたように、ここで予算を可決して、そして住民との話し合いができた段階で、即執行していただくという、そういった準備だけは議会としてもしておく必要がある、このように存じますので、本議案には、私は賛成という討論をさせていただきます。

議長（谷口勝己） ほかにございませんか。

（討論なし）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。

第5号議案について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（谷口勝己） 起立多数であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 第6号議案 助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

議長（谷口勝己） 日程第3、第6号議案助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局に提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（中貝宗治） ただいま議題となりました第6号議案助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

先般、豊岡市において特別職報酬等審議会の答申がなされましたが、本組合の助役の給料について、この答申に準じて減額の条例改正をしようとするものです。

詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 3ページをお開きください。ただいま提案をいたしました第6号議案の条例の新旧対照表でございます。第3条であります。助役の給料の額は、月額60万円でございますが、これを56万4,000円というぐあいに減額をするものでございます。施行日は、平成18年4月1日からということでございます。6%の減額をしようとするものであります。以上でございます。

議長（谷口勝己） 質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめ延長いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議は延長することに決定しました。

暫時休憩いたします。議長から通告がありますまで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時38分

再開 午後5時30分

議長（谷口勝己） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第4 議報第1号 陳情の審査結果について

議長（谷口勝己） お諮りいたします。陳情の審査結果についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、陳情の審査結果についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第4、議報第1号陳情の審査結果についてを議題といたします。

広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員長の報告を求めます。

1番山本賢司議員。

山本賢司議員 1番山本です。陳情第1号上郷区への広域ごみ・汚泥処理施設誘致に反対する件について、審査の結果を報告いたします。

本陳情については、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（谷口勝己） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 本陳情は、不採択とすべきでないという点について、意見を申し上げます。なお、全議員が構成する特別委員会でありましたので、委員長質疑を省略いたしましたことを申し添えたいと思います。

私は、特別委員会でも申し上げましたが、本議会で予算が通過をいたしまして、管理者がこの秋に環境影響調査を開始したいということを表明されたわけでありますから、本陳情を本来継続審査としても一向に差し支えなかった実態があります。また、この環境影響調査に入るためには、地元との信頼関係が極めて重要であるというご指摘がいっぱい出ました。ですから、わざわざ陳情反対者の面目をつぶして、少なくとも見かけの上で、どう解釈しても過半数の方々が署名をされたものを、いわば議会がわざわざこれを不採択として、信頼関係を損ねるようなことも、これは本事業推進の立場にお立ちになる皆さんにとっても、決して得策ではない。

また、私は、特別委員会でも申し上げましたように、本事業の端緒をなした北但行政事務組合並びに各市町の検討推進の協議が始まった段階から疑問を呈し、かつ北但行政事務組合議会規約の同文議決に際しても、上郷選定ありきというようなことを背景とすべきでないということも一つの理由として同意の態度をとりませんでした。しかし、今回の陳情に対して、特別委員会の表決の際、申し上げましたが、私はあえて反対の態度をとらず、幸い議員の中から陳情継続審査を本会議に申し出るべきであるという動議が成立いたしましたので、喜んでこれに賛同いたしましたけれども、賛成少数で否決をされ、さらに議決を諮られ、特別委員会は多数をもって本会議に報告がなされたところであります。

私は、こういう経過から見て、本来、この議会で私は不採択、採択の表決に参加したくありません。したがって、大変議長並びに議場の皆さんにはお手数を煩わせますが、私は再付託、委員会差し戻しの動議を提出いたしますので、お諮りを願います。

議長(谷口勝己) ただいま安治川議員より、再付託についての継続審査に関する動議が提案されました。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(谷口勝己) この動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

ただいま動議を出されました安治川議員より、動機の趣旨説明を求めます。

安治川敏明議員。

安治川敏明議員 ただいま討論の際に申し上げましたように、私は本議会在慎重審査をすることにより、あらゆる立場の方々、その面目を保ちながら、実質的には当局の仕事も一向に差し支えない状況でありますから、改めて本議会在賢明なご判断をいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。



議長（谷口勝己） 説明は終わりました。

再付託継続審議に関する動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（谷口勝己） 起立少数であります。よって、この動議は、否決されました。

討論はありませんか。

（討論なし）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後5時38分

再開 午後5時40分

議長（谷口勝己） 本会議を再開いたします。

これより陳情第1号、上郷区への広域ごみ・汚泥処理施設誘致に反対する陳情書について、起立により採決いたします。

本陳情書に対する委員長報告は、不採択です。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（谷口勝己） 起立少数であります。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

なお、本審査の終了をもって、広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員会は消滅することになりますので、さようご了承願います。

次に、本日、お手元に配付いたしております一覧表のとおり、議会運営委員長から所管の事務について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認め、さように決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって、今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、第58回北但行政事務組合議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後5時41分

〔議長閉会あいさつ〕

議長（谷口勝己） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る2月10日に招集されまして、本日までの13日間にわたり、事件決議1件、条例4件、予算1件の合計6議案について慎重にご審議を賜り、すべて滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

また、昨年8月上郷区より提出された陳情書については、不採択とすべきものと決しました。

管理者を初め当局各位におかれましては、審査中に出された意見について真摯に受けとめ、今後も上郷区の皆様のご理解を得られるよう最大限の努力を願うものです。

終わりに当たり、議員各位には、これから各市町において3月定例議会を迎えられるわけですが、どうかご自愛くださいまして、一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが、閉会のごあいさつといたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月10日に開会いたしました第58回北但行政事務組合議会定例会は、13日間の日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対しまして、心から深く敬意を表します。

今期定例会には、私から6件の案件を提案申し上げましたが、いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、継続審査となっておりました陳情につきましては、今期定例会において、議会としての結論が出されたところですが、その陳情書の中で、陳情者が訴えておられましたご心配な点などにつきましては、今後とも上郷区の方々のお心にも十分配慮いたしながら、これまで以上に積極的な話し合いを通してご理解、ご協力がいただけるよう、誠心誠意努力をしまいたい、このように考えているところでございます。

議員各位並びに組合構成市町の格別のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。